

# 第2次富士見市環境基本計画

(案)

富士見市

## 環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が出会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日  
(平成 12 年度市制記念日式典にて宣言)

### 市の木『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。また、昔は一本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

(昭和 57 年 4 月 10 日市制施行 10 周年記念制定)

### 市の花『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人ととの語り合いや団結を感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和 57 年 4 月 10 日市制施行 10 周年記念制定)

### 市の鳥『かわせみ』

自然愛護の心を育み、自然と調和したまちづくりを進めていくため、市の鳥が定められました。

(平成 24 年 4 月 10 日市制施行 40 周年記念制定)

## 目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 策定の背景と目的.....	1
2. 策定までの経緯 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 計画の期間 .....	3
5. 計画の担い手と役割.....	3
6. 計画の対象 .....	6
(1) 対象地域.....	6
(2) 対象とする範囲.....	6
7. 計画の構成 .....	7
第2章 富士見市の現況と課題.....	8
1. 地域概況 .....	8
(1) 位置と地勢（都市特性） .....	8
(2) 人口・世帯数の推移 .....	9
(3) 土地利用の状況.....	9
(4) 産業の状況 .....	10
(5) 交通 .....	10
(6) 公園 .....	11
(7) 歴史・文化 .....	11
2. 富士見市の環境特性.....	13
(1) 自然環境 .....	13
(2) 生活環境 .....	16
(3) 地球環境 .....	20
3. 環境に関する意識や取り組み .....	21
4. 第1次計画の進捗確認.....	24
5. 課題の整理 .....	26
第3章 計画の目標.....	28
1. 基本理念 .....	28
2. 望ましい環境像 .....	29
3. 基本目標 .....	29
4. 施策の体系 .....	30
第4章 施策の展開 .....	31
基本目標1 自然と共生するまちを目指します .....	31
基本目標2 快適な生活を送れるまちを目指します .....	41
基本目標3 まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します .....	49
基本目標4 みんなで学び、行動するまちを目指します .....	59
第5章 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） .....	66
1. 計画の目的 .....	66
2. 計画の期間 .....	67

3. 対象とする温室効果ガス .....	68
4. 温室効果ガス排出量の分類 .....	68
5. 温室効果ガスの現況推計 .....	69
6. 温室効果ガスの削減目標 .....	71
(1) 削減ポテンシャルの推計 .....	71
(2) 削減目標の設定 .....	72
7. 温室効果ガス削減に向けた取り組み .....	73
(1) 取り組みの方針 .....	73
(2) 各担い手に求められる取り組み .....	74
8. 進行する地球温暖化への取り組み .....	87
第6章 計画の推進体制・進捗管理 .....	89
1. 推進体制 .....	89
(1) 市民・事業者 .....	89
(2) 富士見市環境施策推進市民会議 .....	89
(3) 行政（担当課） .....	89
2. 進捗管理 .....	90
(1) 富士見市環境施策推進市民会議 .....	90
(2) 富士見市環境審議会 .....	90
(3) 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会 .....	90
(4) 行政（担当課） .....	90

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 策定の背景と目的

本市では、かけがえのない地球環境をまもり、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指し「環境にやさしい都市宣言」を平成12年4月に宣言し、平成13年12月には「富士見市環境基本条例」を制定しました。

この条例の理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「富士見市環境基本計画」が策定され、5年目を迎えた平成20年3月には計画の見直しを行い、平成24年度の目標期限を迎えました。この間、自然環境の保全、生活環境の改善など多岐にわたった環境施策の推進を図り、年次報告書等により実施状況を報告してきました。

しかしながら、わたしたちのまわりを取り巻く環境は、日々変化しており、地球温暖化問題から地域の環境問題まで、様々な課題を解決するために継続的な取り組みが大切です。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では自然災害の脅威と、それに伴った福島第一原子力発電所の事故（東日本大震災）では、電力供給における課題や放射性物質の対応など、新たな対策が求められることとなり、今までわたしたちの生活がいかに便利であったかを再認識させられた出来事でした。

こうしたなか、環境に配慮したライフスタイルへの転換や、環境配慮を織り込んだ社会経済システムの構築など、社会情勢や経済状況に応じた環境課題への的確かつ早急な対応が求められています。

これらのこと踏まえ、地球規模化・複雑化する環境問題を解決し、本市に住む・働く・学ぶ人びとが自然からの恵みを享受し、将来にわたり快適な生活を維持できるよう、地域の実情に適した施策を総合的・計画的に推進する「第2次富士見市環境基本計画（以下、単に「本計画」と呼びます。）」を策定するものです。

## 2. 策定までの経緯

本計画の改定にあたり、平成23年度に市民・事業者・児童を対象にアンケート調査を実施し、環境に関する意識の抽出を行うとともに、環境調査を実施し、本市に生息生育する動植物の実態、湧き水の状況を把握し、平成24年度には、本市で排出される温室効果ガス排出量を推定し、本計画の基礎資料としました。

市民・事業者・行政協働の観点から、「富士見市環境基本計画市民策定委員会」を設置し、本計画の素案の検討・整理を行いました。

その間、関係課から意見聴取を行うとともに、「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」で行政に関する施策内容の調整を行いました。

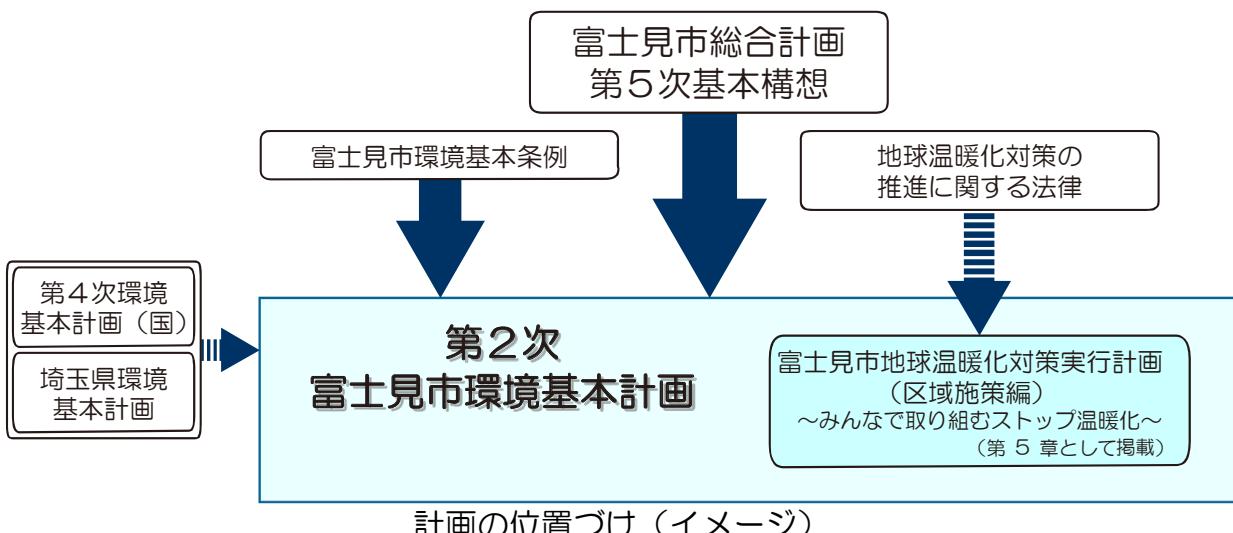
さらに、市民から寄せられたパブリックコメントの意見を受けて、「富士見市環境審議会」において調査・審議し、「第2次富士見市環境基本計画」が新たに策定されました。

## 3. 計画の位置づけ

平成23年4月に策定された「富士見市総合計画 第5次基本構想」は、本市のまちづくりの最上位計画であり、平成23年度から平成32年度までの期間で進められています。

本市において、本計画は「富士見市総合計画」の下位計画として、環境分野に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

また、本計画を環境に関する最上位計画として位置づけ、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）※<sup>1</sup>」は、本計画の地球温暖化対策分野の実行計画とし、特に本計画と結びつきが強く、重複する事項も多いため、本計画の第5章として掲載します。



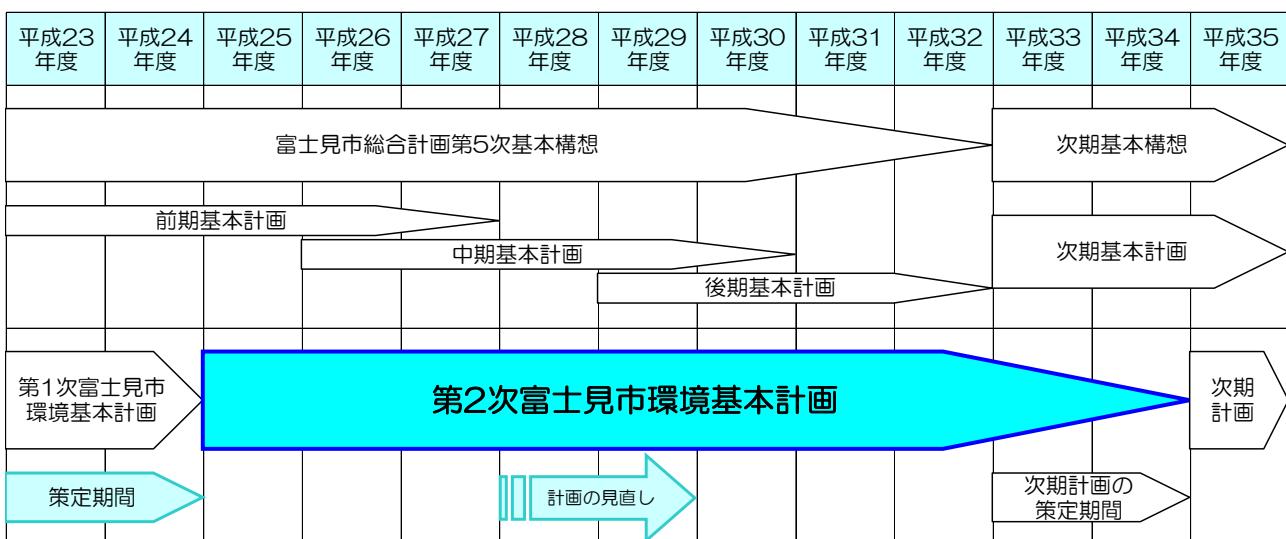
※<sup>1</sup>) 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：市内全域から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画です。

## 4. 計画の期間

計画の期間は、平成25年4月（平成25年度）から平成35年3月（平成34年度）までの10年間とし、5年目に見直しを行います。

なお、生活環境や経済情勢などが大きく変化し、本計画との整合が図れなかった場合や、進捗管理における評価結果において修正が必要と判断された場合には、適宜見直しを行います。

計画の期間



## 5. 計画の担い手と役割

本計画では、市民・事業者・富士見市環境施策推進市民会議・行政、それぞれの立場で役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組みます。

### 市民の役割

環境の保全と創造について関心を持つとともに、環境に関する正しい知識を持つことが望されます。さらに、日常生活の中で環境に配慮した取り組みを自主的に実践することが求められます。

また、市民団体や町会の取り組みに参加・協力したり、市の実施する環境施策に積極的に参加・協力することで、個人では実践が難しい取り組みを達成することが期待されます。

## 第1章 計画の基本的事項

### 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識・把握し、環境に配慮した社会経済システムを構築することが求められます。環境マネジメントシステム<sup>※2)</sup>の導入、エコ商店<sup>※3)</sup>への転換、エコファーマー制度<sup>※4)</sup>の導入、環境報告書の作成・公表など、企業努力による環境に配慮した取り組みは利用者からも高い評価が得られます。

また、地域や行政と連携した取り組みを実践するとともに、市外や業界内、国内外との連携といった広域的に捉えた環境配慮を盛り込んだ事業活動が望まれます。

### 富士見市環境施策推進市民会議の役割

環境に関する取り組みに対して、知識と意欲を持って進める協働組織です。市民・事業者の環境に配慮した行動を促し、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動の調整を行うなど、市の実施する環境施策の実践に対して、リーダーシップをとることが期待されます。

※2) 環境マネジメントシステム：事業者が、事業経営の中に環境保全に関する取り組みを取り入れ、設定した方針や目標の達成に取り組むための管理体制や仕組みをいいます。

※3) エコ商店：環境に配慮した店舗づくりを積極的に行っている商店をいいます。

※4) エコファーマー制度：埼玉県の行っている事業で、環境に配慮した農業に積極的に取り組む計画を立て、埼玉県知事の認定を受ける制度です。

### ～富士見市環境施策推進市民会議～

平成15年10月に発足し、環境の保全・創造を目指す市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、お互いの自主的な行動を推進していくための、市民・事業者・行政で構成された組織です。

写真掲載予定

#### 行政の役割

環境の保全と創造のために、施策・事業を総合的かつ計画的に推進することが求められます。市民・事業者の協力を得るため、積極的な情報提供を行うとともに、自ら事業活動に対して検証・改善を行うなど、環境に配慮した取り組みを率先して実践することが求められます。

また、国、県、近隣の地方公共団体と連携し、広域的に捉えた活動が期待されます。

## 6. 計画の対象

### (1) 対象地域

本計画の対象とする地域は、富士見市全域とします。また、国、県、近隣の地方公共団体との連携に配慮します。

### (2) 対象とする範囲

本計画に関する対象範囲は、以下の4項目とします。

自然環境	森林、河川、里地里山 <sup>※5)</sup> 、動植物 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、景観、交通、環境美化、放射能など
地球環境	地球温暖化、資源・再生可能エネルギー、廃棄物・リサイクルなど
環境に関する取り組み	環境教育・環境学習、環境情報、環境ビジネス <sup>※6)</sup> など

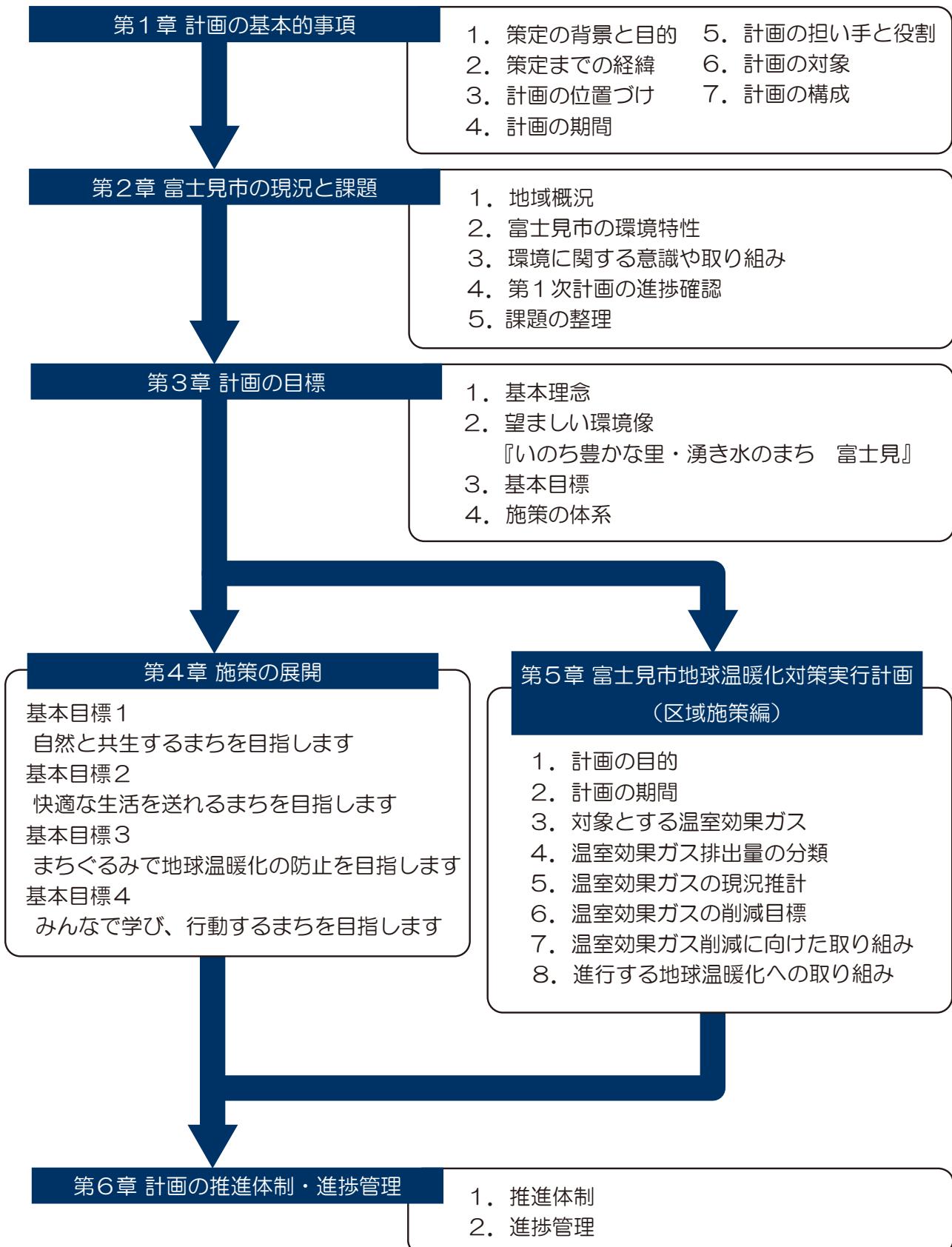
写真掲載予定

※5) 里地里山：奥山と都市の中間に位置し、樹林、農地、ため池など、人間の働きかけによって環境が形成・維持されてきた地域概念です。

※6) 環境ビジネス：産業活動を通じて、環境保全に役立つ製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で、役に立つ技術やシステム等を提供する事業をいいます。

## 7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりとします。



## 第2章 富士見市の現況と課題

### 1. 地域概況

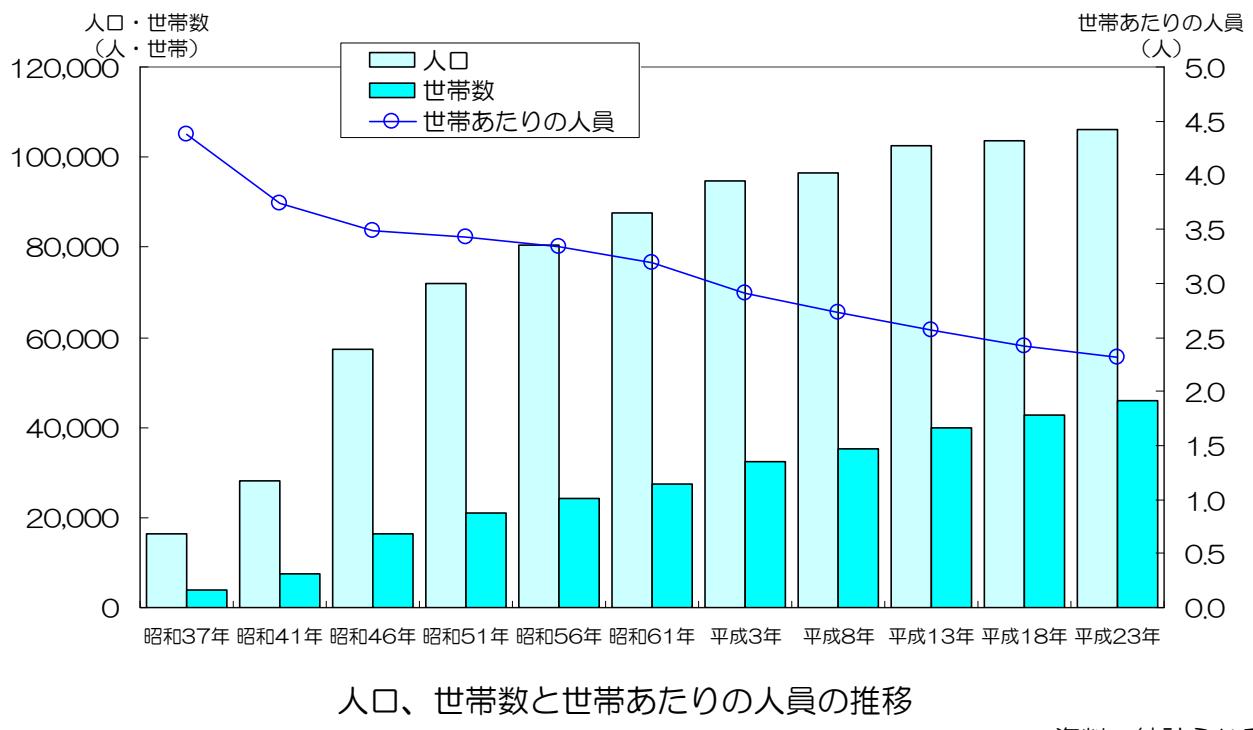
#### (1) 位置と地勢（都市特性）

- ◆ 富士見市は埼玉県の南東部、北緯 35 度 51 分 27 秒、東経 139 度 32 分 58 秒の首都 30km 圏に位置し、東京のベッドタウンとして発展してきた都市です。
- ◆ 市の面積は、19.70km<sup>2</sup>（東西に 7.0km、南北に 6.8km）で、地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれています。
- ◆ 台地と低地との境の斜面からは、いくつもの湧き水が存在する都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちです。
- ◆ 荒川低地には、市の中心を縦断する江戸と川越を結ぶ重要な交通路となっていた新河岸川をはじめ、荒川、柳瀬川などといった諸河川や水路など水資源に恵まれ、水田地帯を形成しています。
- ◆ 江戸時代に行われた河川改修により、びん沼川が旧荒川としてその面影をわずかに残しています。
- ◆ 武蔵野台地は、いくつもの河川が長年にわたり台地を削り、独立した小台地を形成しており、海拔 4m～25m と起伏に富んでいます。
- ◆ 複雑な地形により、様々な人と文化が出会い、古くは縄文時代の生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残っています。



## (2) 人口・世帯数の推移

- ◆ 人口は、平成 23 年 10 月 1 日現在 105,945 人、世帯数は、45,816 世帯となっています。
- ◆ 昭和 30 年代から行われた大規模団地などの建設により、人口が急増し、都市化が進んできました。近年では、おむね横ばいからわずかな増加傾向となっています。
- ◆ 世帯あたりの人員は大幅な減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加がうかがえます。



## (3) 土地利用の状況

- ◆ 平成 23 年 1 月 1 日現在総面積 1,970.0ha のうち、耕地 694.3ha (35.2%)、宅地 554.2ha (28.1%)、山林 18.0ha (0.9%)、雑種地 562.4ha (28.5%) となっています。
- ◆ 駅前の区画整理事業や地下鉄の相互乗り入れなど、住みやすさや交通の利便性が高まるところで都市化が進み、田畠の耕地や山林が減少し、宅地が増加する傾向にあります。

#### (4) 産業の状況

- ◆ 本市の産業を平成 8 年と平成 18 年とで比較すると、第一次産業（農業生産法人）では事業所数が 3 事業所増、従業員数が 4 人増とわずかに増加、第二次産業は 117 事業所減、1,244 人減と近年減少しており、第三次産業は 50 事業所増、1,897 人増と増加しています。
- ◆ 第三次産業は、卸売・小売業が 664 事業所と最も多く、サービス業が 581 事業所、飲食店・宿泊業が 449 事業所と続いています。

##### A) 農業

- ◆ 農家数、耕作地面積がともに減少傾向にあります。
- ◆ 耕地面積を平成 12 年と平成 22 年で比較すると、田は約 8.3%、畠は約 18.6% 減少しています。農家数も約 250 戸（31.5%）減少しています。

##### B) 工業

- ◆ 工業の事業所数、従業員数はともに、平成 12 年の 103 事業所、1,415 人から、平成 22 年では 53 事業所、833 人と、変動を繰り返しながら減少しています。
- ◆ 本市は製造業などの第二次産業が少なく、事業所の規模も大きいものは多くありません。
- ◆ 製造品出荷額は、昭和 50 年代後半まで急増しましたが、近年では変動を繰り返しながらおおむね 200 億円程度で横ばい傾向にあります。

##### C) 商業

- ◆ 商店数と従業員数は、平成 9 年の 716 店舗、4,153 人から、平成 19 年では 598 店舗、4,310 人と、店舗数は減少していますが、従業員数はわずかに増加しています。
- ◆ 年間商品販売額は、平成 9 年の約 996 億円から、平成 19 年では約 682 億円と減少しており、県内にある 40 市のうち、第 39 位となっています。

#### (5) 交通

- ◆ 市内の自動車等保有台数を平成 12 年と平成 21 年で比較すると、乗用車は 4% 減、貨物車は 21% 減となっていますが、軽自動車は 49% 増、乗合車は 55% 増となっています。
- ◆ 市内 3 駅の乗降客数を平成 8 年と平成 21 年とで比較すると、ふじみ野駅では約 900 万人増と増加していますが、鶴瀬駅では約 390 万人減、みずほ台駅では約 100 万人減となっており、減少している 2 駅では、乗降客数が近年横ばい傾向にあります。

## (6) 公園

- ◆ 平成 23 年度の都市公園は合計 46箇所で  $380,576m^2$  となっており、市民 1 人あたりの都市公園面積は  $3.56m^2$ （県内 62 市町村のうち 41 位）となっています。

## (7) 歴史・文化

- ◆ 本市には、水子貝塚公園、難波田城公園の 2 つの歴史公園があり、当時の生活様式や本市の歴史を垣間見ることができます。
- ◆ 富士見市民文化会館キラリふじみは、広く市民に開かれた文化芸術の拠点施設として、様々な活動のために活用されています。

写真掲載予定

## 第2章 富士見市の現況と課題

水子貝塚公園	<p>本市の西側に位置する荒川低地は、縄文時代には海が広がっていました。海の幸を求めて集った人びとは、東側に位置する台地（水子）に大規模な貝塚を残しました。</p> <p>水子貝塚は、縄文時代前期（約5,500～6,000年前）を代表する貝塚として、昭和44年、国の史跡に指定されました。その後、遺跡の保存と活用のため、発掘区域の整備が行われ、平成6年「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」として開園しました。</p> <p>園内は竪穴住居が復元され、当時の生活の様子が再現され、貝塚から発見された土器や人骨などは展示館に展示・紹介されています。また、市内の遺跡から出土した考古資料などを展示している「水子貝塚資料館」が公園に隣接し、年間約4万人の来館があります。</p>
難波田城公園	<p>平安時代の武士団「武藏七党」の1つ、村山党に属する金子高範が当地を与えられ、地名を苗字として館を構えたのが始まりといわれています。戦国時代、北条氏の侵攻で難波田氏の主家扇谷上杉（おうぎががやつうえすぎ）氏の滅亡により、難波田城は上田周防守に与えられ、戦国平城形式に大々的に改修されました。公園に復元された城跡は戦国時代の平城の姿です。</p> <p>昭和36年県の旧跡に指定され、貴重な文化遺産として整備し、平成12年に開園しました。</p> <p>園内は戦国時代の難波田城の曲輪や水堀などが復元され、花菖蒲や水蓮などの湿性植物を植栽し、四季折々の景観が楽しめる「城跡ゾーン」と、明治初期に建てられた市指定文化財である古民家や長屋門が復元され、当時の農家の風景を楽しめる「古民家ゾーン」があり、その中に難波田氏に関する歴史や現在までの市の歩みを模型や映像などで分かりやすく紹介した資料館があり、年間約4.7万人の来館があります。</p>
富士見市民文化会館 キラリ☆ふじみ	富士見市全体が生活文化都市として活性化することを目標とし、平成14年11月に開館しました。「1.創造・発進（つくる）」、「2.鑑賞（みる）」、「3.普及・育成（そだてる）」の3つを柱とした事業を開催しています。館内にはメインホール、マルチホールという2つのホールのほか、展示・会議室、展示室、アトリエ、そして4つのスタジオがあります。年間約18万人が利用しています。

写真掲載予定

## 2. 富士見市の環境特性

### (1) 自然環境

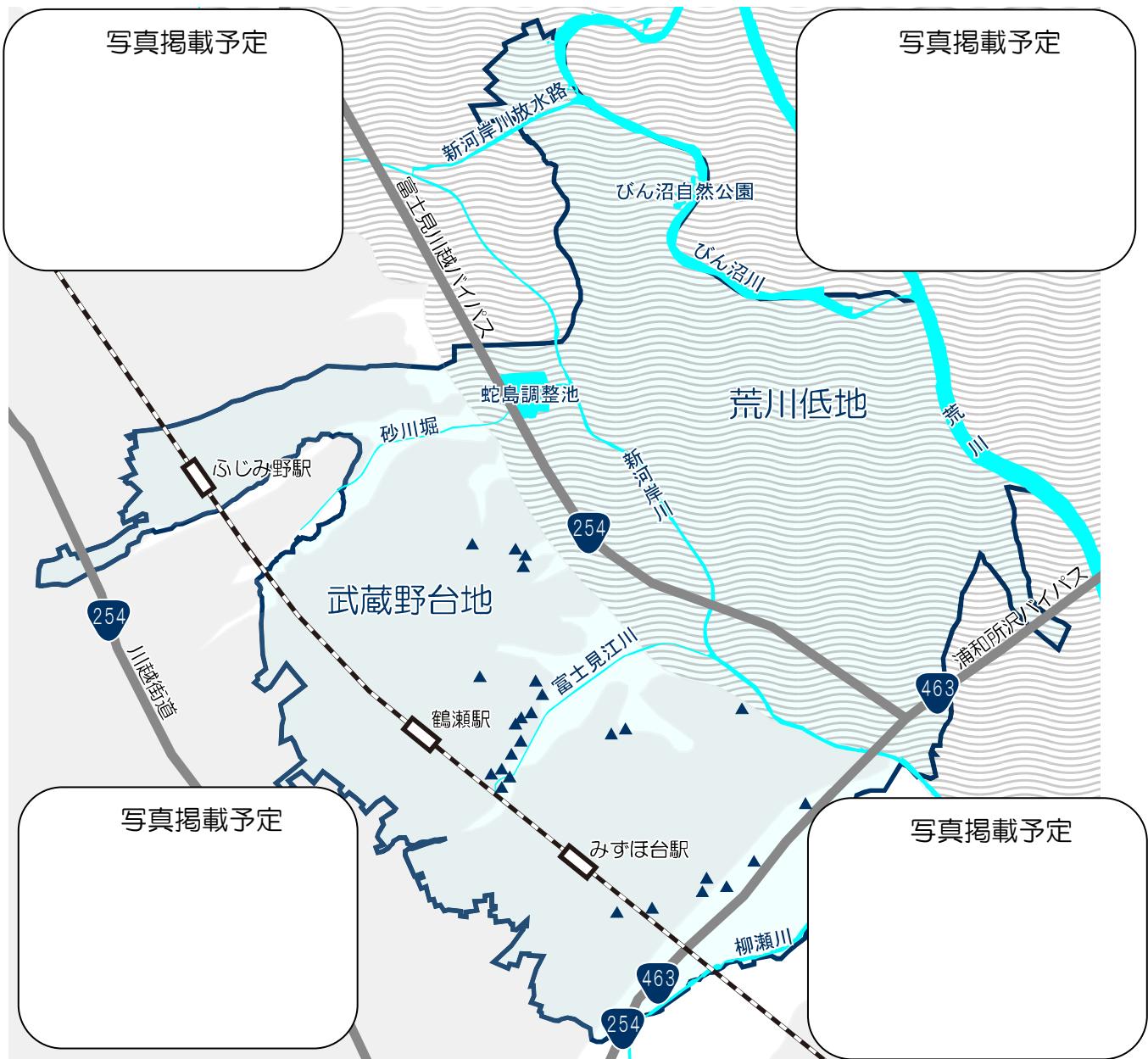
富士見市の動植物生息環境の重要な要素である農地や樹林地等の減少など、開発による影響が見られ、特に、ふじみ野駅の開設後、勝瀬地区の市街地化が顕著です。平成23年度の自然環境調査で発見された数多くの動物が棲み、植物が育つ豊かな自然環境を、未来の子どもたちに引き継ぐため、本市の特徴でもある湧き水の保全、あるいは市街地にまとまって残されている樹林の保全が望されます。

#### A) 湧き水

- ◆ 都市近郊に残された貴重な湧き水の都市です。
- ◆ 湧き水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源や生活の場として親しまれてきました。
- ◆ 湧き水は、普段見ることのできない地下水が地表に姿をあらわしたものであり、湧水地を守ることはその源である地下水を保全することに繋がります。
- ◆ 平成23年度に行った調査では、計26箇所の湧き水が確認されました。10年前の平成13年度に行った湧き水調査と比較すると、2箇所の消失と新たな2箇所の湧き水が確認されました。
- ◆ 湧水量の確保に有効な農地や樹林の保全に努めているほか、透水性舗装などの雨水浸透施設<sup>※7)</sup>の設置指導を行っています。

---

<sup>※7)</sup> 雨水浸透施設：雨水を短時間で地下に浸透させて、雨水の流出による水害や公共用水域の汚濁を低減させる施設で、浸透管(浸透トレーン)、浸透ます、透水性舗装などがあります。



富士見市で確認された湧き水（平成 23 年度）

#### B) 動物の生息状況

- ◆ 平成 23 年度の生物調査では、多くの生物種が確認されました。
- ◆ 鳥類、ほ乳類、両生類、は虫類、昆虫類、魚類、底生動物の生息状況調査を実施し、計 767 種を確認しました。
- ◆ 国や県のレッドデータブック<sup>※8)</sup>などに掲載されている絶滅危惧種は、計 51 種確認されています。

※8) レッドデータブック：野生生物の保全のために、絶滅のおそれのある種を掲載した環境省や県発行の刊行物です。

## 動物の生息状況（平成 23 年度自然環境調査より）

分類	確認種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧種の確認例
鳥類	89	24	ヨシゴイ、ハイタカなど
ほ乳類	6	3	ホンドタヌキ、ホンドキツネなど
両生類	3	1	ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエルなど
は虫類	9	7	ニホントカゲ、ニホンヤモリなど
昆虫類	581	5	ベニバハナカミキリ、ヤマトシリアゲなど
魚類	21	4	ギバラチ、メダカなど
底生動物	58	7	オオタニシ、ヌカエビなど

写真掲載予定

## C) 植物の生育状況

- ◆ 平成 23 年度の生物調査では、計 412 種の植物が確認され、国や県のレッドデータブックなどに掲載されている絶滅危惧種が計 13 種確認されています。

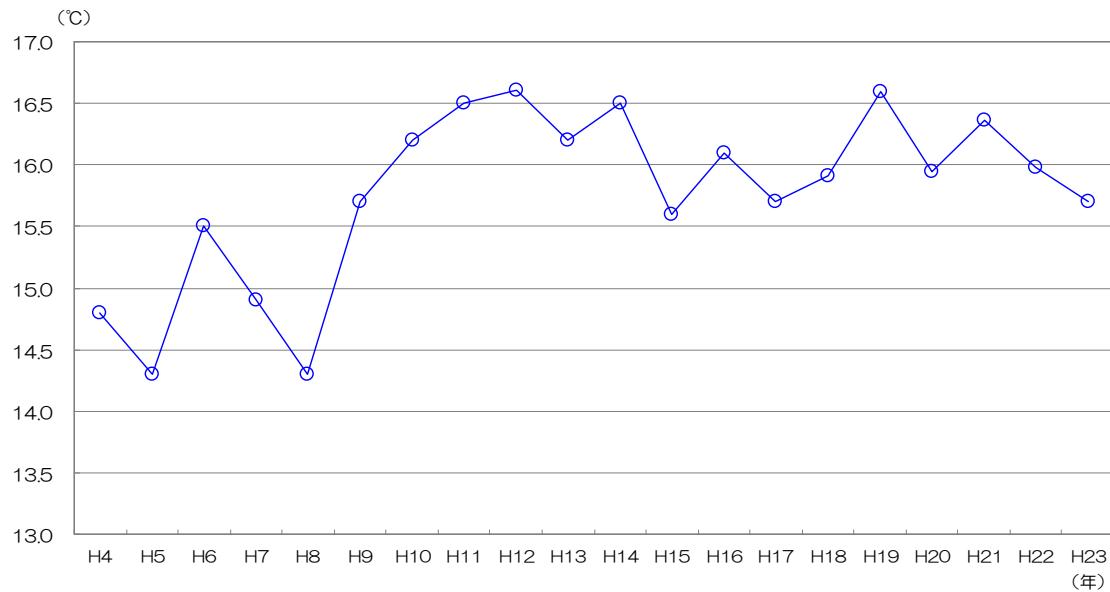
## 植物の生育状況（平成 23 年度自然環境調査より）

分類	確認種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧種の確認例
植物	412	13	タコノアシ、ナガボノシロワレモコウなど

## 第2章 富士見市の現況と課題

### D) 気象

- ◆ 年間平均気温は変動を繰り返しながら、わずかに上昇傾向にあります。
- ◆ 近年では、酸性雨だけでなく、ゲリラ豪雨（局地的な大雨）や猛暑日・熱帯夜が増加傾向にあります。



年間平均気温の推移

資料：統計ふじみ（観測地点：入間東部消防組合本部）

### E) 樹林・樹木

- ◆ 平成 23 年度の保存樹木の指定状況は、ケヤキ、イチョウなど計 65 本となっています。
- ◆ 都市における貴重な緑地を保全すべく、民地の山林等を借用し、市民緑地（3 箇所 10,924m<sup>2</sup>）・緑の散歩道（9 箇所 18,505m<sup>2</sup>）・保存樹林（1 箇所 4,008m<sup>2</sup>）として市民に開放しています。

## (2) 生活環境

### A) 大気の状況

- ◆ 毎年定期的に大気中の二酸化窒素濃度<sup>※9)</sup>を主要交差点 22 箇所、バックグラウンド地点 4 箇所で測定し、その状況把握に努めています。
- ◆ 過去 10 年の測定結果では、環境基準を満足しています。
- ◆ 富士見市役所屋上には、県の常時監視測定局があり、大気中の二酸化窒素濃度を常時監視しています。ここでも環境基準を満足し、本市で行っている測定値との整合がとれています。

※9) 二酸化窒素濃度：代表的な大気汚染物質の 1 つで、環境基準「1 日平均値が 0.04～0.06ppm の範囲内またはそれ以下であること」が設定されています。せきやタン、急性呼吸器疾患の発症が知られています。

### B) ダイオキシン類<sup>※10)</sup>の状況

- ◆ 環境中のダイオキシン類の実態を把握するため、毎年定期的に市役所と市内の小中学校で大気中のダイオキシン類を測定しています。
- ◆ 近年の測定結果は、環境基準の  $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ <sup>※11)</sup> を満足するだけでなく、着実に減少傾向にあります。
- ◆ 市内小中学校、公園などの公共施設から 1箇所を選定し、毎年定期的に土壤中のダイオキシン類を測定しています。測定結果は、環境基準の  $1,000\text{pg-TEQ/g}$  を大きく下回っています。

### C) 光化学スモッグ注意報の発令状況

- ◆ 光化学スモッグ対策として、「富士見市光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、各教育機関への連絡や防災行政無線を利用した市民への情報提供に努めています。
- ◆ 平成 23 年度における光化学スモッグ注意報発令日数は、計 9 日となっています。

### D) 水質の状況

- ◆ 市内を流れる河川について、定期的な水質の測定を実施し、環境行政の基礎資料とするため、水質汚濁状況の把握に努めています。
- ◆ 新河岸川、柳瀬川、砂川堀、富士見江川、唐沢堀の 5 河川、計 7 地点で水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素(DO)<sup>※12)</sup>を測定しています。
- ◆ 新河岸川は環境基準河川 D 類型<sup>※13)</sup>に、柳瀬川は C 類型に指定されています。平成 23 年度の調査では、環境基準に指定されている 2 河川において環境基準を満足する結果となっています。
- ◆ 指定のない 3 河川について、環境基準河川 E 類型を目安として比較すると、いずれの河川も環境基準を満足しています。

※10) ダイオキシン類：発ガン促進作用、甲状腺や生殖機能の低下などが報告されています。ごみ焼却の燃焼や自動車排ガス、たばこの煙など、炭素や塩素などを熱する過程で意図しないで発生する副生成物として、環境中に広く存在しますが、量は非常にわずかです。

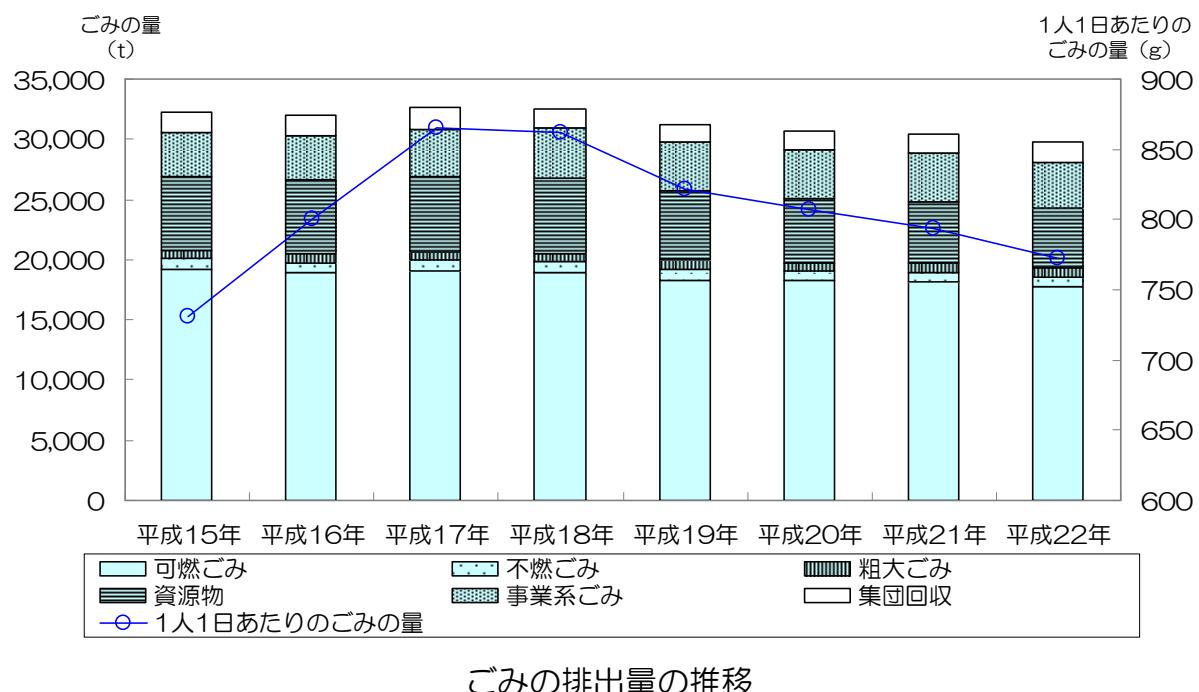
※11) pg-TEQ : pg (ピコグラム) は 1兆分の 1 グラムです。TEQ(Toxic Equivalent)はダイオキシン類の毒性影響を評価するために、その強さを数値で表すための単位表記です。

※12) pH,BOD,SS,DO : いずれも河川などの水が汚れている程度をあらわす目安となるもので、pH は水のアルカリ性・酸性を示すもの、BOD は水中の有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量、SS は水中の浮遊している粒子状物質で、水の濁り具合を判断するもの、DO は水中にとけ込んでいる酸素の量で、環境基準の項目となっています。

※13) 類型：湖沼や河川などの公共用水域は、生活環境の保全に関して、水質の汚濁状況や水の利用目的等に応じて、水域ごとに異なる環境基準を設けており、AA 類型から E 類型までの 6 段階あります。

### E) ごみの排出量

- ◆ 平成 22 年度におけるごみの総排出量は、29,740t で、平成 12 年度の 33,686t をピークに減少傾向にあります。
- ◆ 1 人 1 日あたりのごみの量は 772g で、県にある 40 市のうち、ごみの減量化を最も進め、第 1 位の成果を上げています。
- ◆ 「容器包装リサイクル法」に基づき、「富士見市分別収集計画」を策定し、分別収集計画量を定めています。
- ◆ 東入間資源リサイクル協同組合との協定による定期資源回収や集団資源回収を実施し、リサイクルの推進に努めています。



### F) 下水道、し尿・生活雑排水処理の状況

- ◆ 公共用水域の水質保全や周辺環境の改善などを目的として、公共下水道の整備を進めています。
- ◆ 平成 23 年度における公共下水道の普及率<sup>※14)</sup>は 93.5%、水洗化率<sup>※15)</sup>は 96.2% となっています。
- ◆ 県と協力し、合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めています。

※14) 公共下水道普及率：人口に占める汚水を下水道で処理できる人の割合をいいます。

※15) 水洗化率：公共下水道の整備済み区域に住んでいる人口のうち、水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合をいいます。

### G) 空間放射線量率<sup>※16)</sup>等の測定状況

- ◆ 「富士見市における空間放射線量への対応方針」に基づき、国より厳しい基準（富士見市対策基準：地上 5cm 高さの放射線量率  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  以下）<sup>※17)</sup>を設け、公共施設における継続的な放射線量率の測定を行い、測定結果を公表しています。
- ◆ 対策基準を上回った箇所では、「公共施設における空間放射線量低減マニュアル」に基づき、放射線量率の低減対策を実施し、対策基準を満足する結果を確認しています。
- ◆ 市民に対しては、放射線測定器の貸し出しを行い、支援に努めています。
- ◆ 志木地区衛生組合では、富士見環境センター（ごみ処理施設）において、継続的に敷地境界の空間放射線量率と、主灰（焼却灰）と集じん灰（飛灰）の放射性物質濃度<sup>※18)</sup>を測定しています。平成 24 年 5 月現在、国の定める暫定基準等をすべて下回るものとなっています。

### H) 生活環境に関する状況

- ◆ 生活環境に関する相談を隨時受け付けており、迅速な対応と適切な解決に努めています。
- ◆ 騒音は、生活様式の変化や住宅の密集により、近隣から発生する音についての相談が寄せられています。
- ◆ 悪臭は、法令で規制されている内容の相談はほとんどなく、一般家庭の浄化槽の不適正な管理から発生するにおいの相談がほとんどです。
- ◆ 空き地に対しては、「富士見市あき地等環境保全条例」に基づき、空き地の所有者・管理者に定期的な管理の指導を行っています。

---

<sup>※16)</sup> 空間放射線量率：空間に存在する放射線の量を指します。単位は一般的にマイクロシーベルト毎時 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) が用いられています。

<sup>※17)</sup> 富士見市対策基準：放射線量率は国と同じ値を用いていますが、国では放射線量率の測定高さを地上 1m 高さ（小学校以下及び特別支援学校では地上 50cm 高さ）としているのに対し、本市では地上 5cm 高さとしています。放射線量率の比較的高い箇所では、大幅な距離減衰（発生源から距離が離れるほど測定値が小さくなること）が確認されています。

<sup>※18)</sup> 放射性物質濃度：1 個の放射性原子が 1 秒間に放出する放射線の量を指します。単位はベクレル (Bq) が用いられます。

## 生活環境に関する相談件数の推移

年度	騒音	振動	悪臭	野外 焼却	水質	鳥獣	雑草	その他	合計
平成 15 年度	12	0	10	15	3	14	19	23	96
平成 16 年度	17	0	17	28	5	8	7	5	87
平成 17 年度	13	1	8	42	5	11	16	12	108
平成 18 年度	12	0	9	18	4	17	16	14	90
平成 19 年度	3	1	5	18	2	31	22	5	87
平成 20 年度	7	0	6	5	6	11	21	2	58
平成 21 年度	11	0	1	14	6	7	21	13	73
平成 22 年度	11	0	5	22	4	7	11	18	78
平成 23 年度	10	0	3	8	1	17	15	1	55

## (3) 地球環境

A) 富士見市全域における温室効果ガス<sup>※19)</sup>排出量（平成 22 年度）

- ◆ 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するにあたり、平成 22 年度に本市から排出された温室効果ガス排出量を推計しました（平成 24 年度調査）。
- ◆ 自動車の走行による排出が 44.2%で最も多く、本市が車社会となっていることがうかがえます。続いて一般家庭からの排出が 28.1%、事務所や店舗からの排出が 11.8%となりました。

## B) 行政活動における温室効果ガス排出量の推移

- ◆ 平成 18 年度に「富士見市地球温暖化対策実行計画」を策定し、行政活動から排出される平成 23 年度の温室効果ガス排出量を平成 16 年度（基準年）比で 6%削減を目指してきました。
- ◆ 平成 22 年度では、排出量 8,264t-CO<sub>2</sub>、基準年比で 13.4%の削減となり目標を達成できています。
- ◆ 計画期間の終了に伴い、平成 24 年度には新たに「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）<sup>※20)</sup>」を策定し、毎年度 1%の削減に努めています。

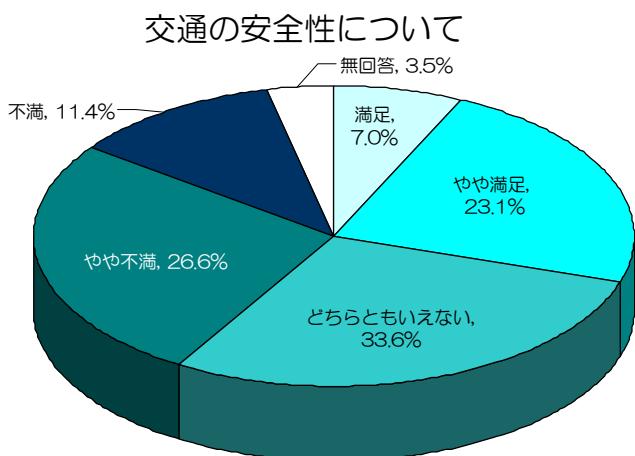
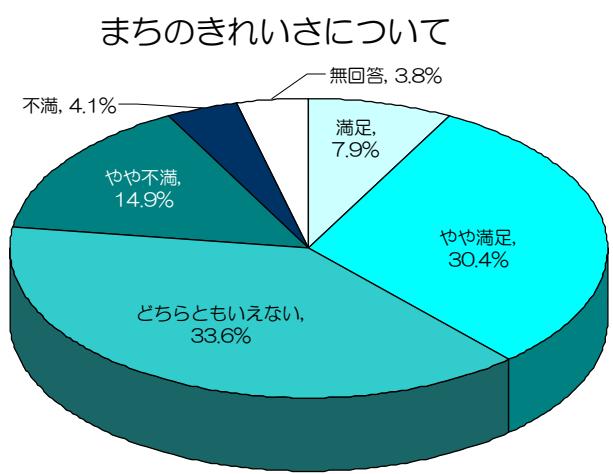
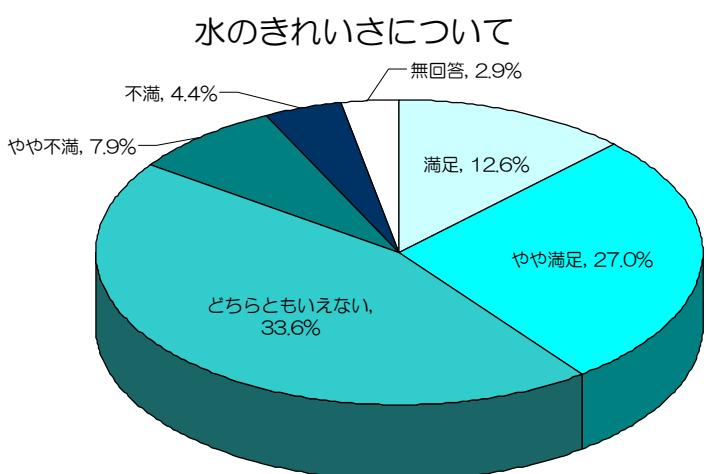
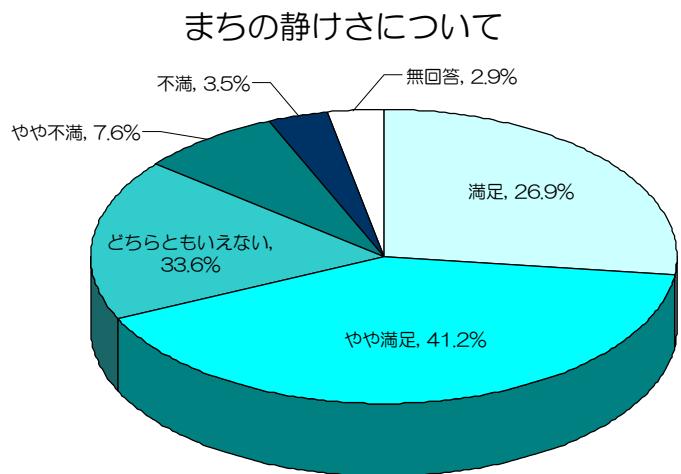
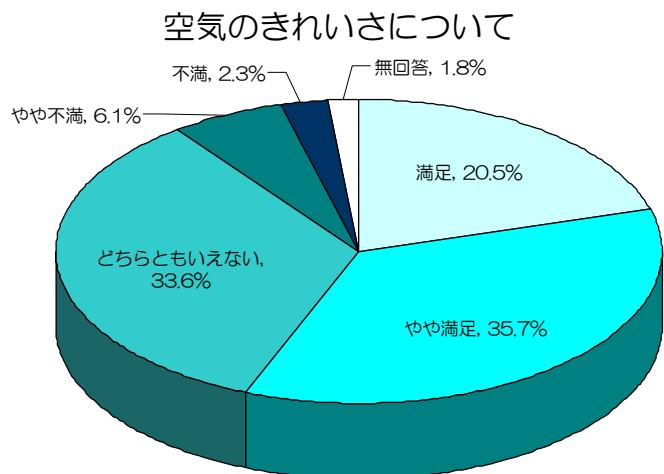
※19) 温室効果ガス：地球を温めて気候変動の原因となる気体の総称をいいます。平成 23 年度に排出量を推定した温室効果ガスは、京都議定書で対象となっている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の 6 種類です。

※20) 富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：率先した地球温暖化防止に取り組み、行政活動から排出される温室効果ガスの削減を総合的かつ計画的に推進する計画です。

### 3. 環境に関する意識や取り組み（平成23年度アンケート調査より）

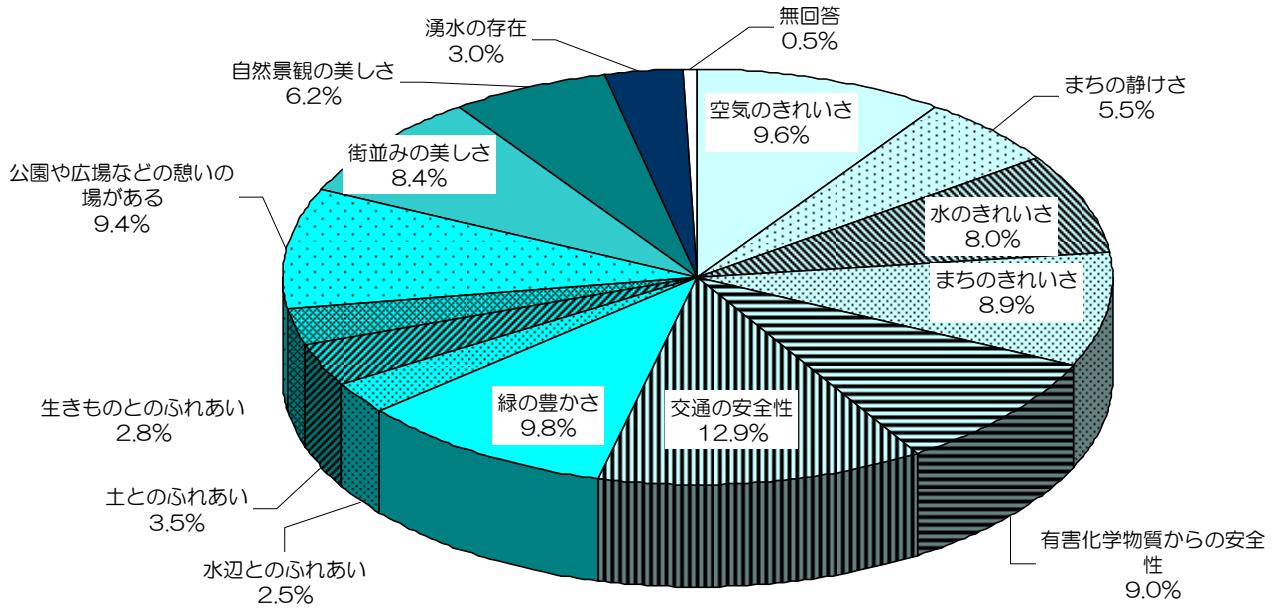
#### ◆ 周辺環境の満足度

周辺環境の満足度について、空気のきれいさ、まちの静けさは半数を超える満足度を得ています。一方、交通の安全性については、不満と答えた人の回答が、満足との回答を上回りました。



### ◆ 将来における重要性

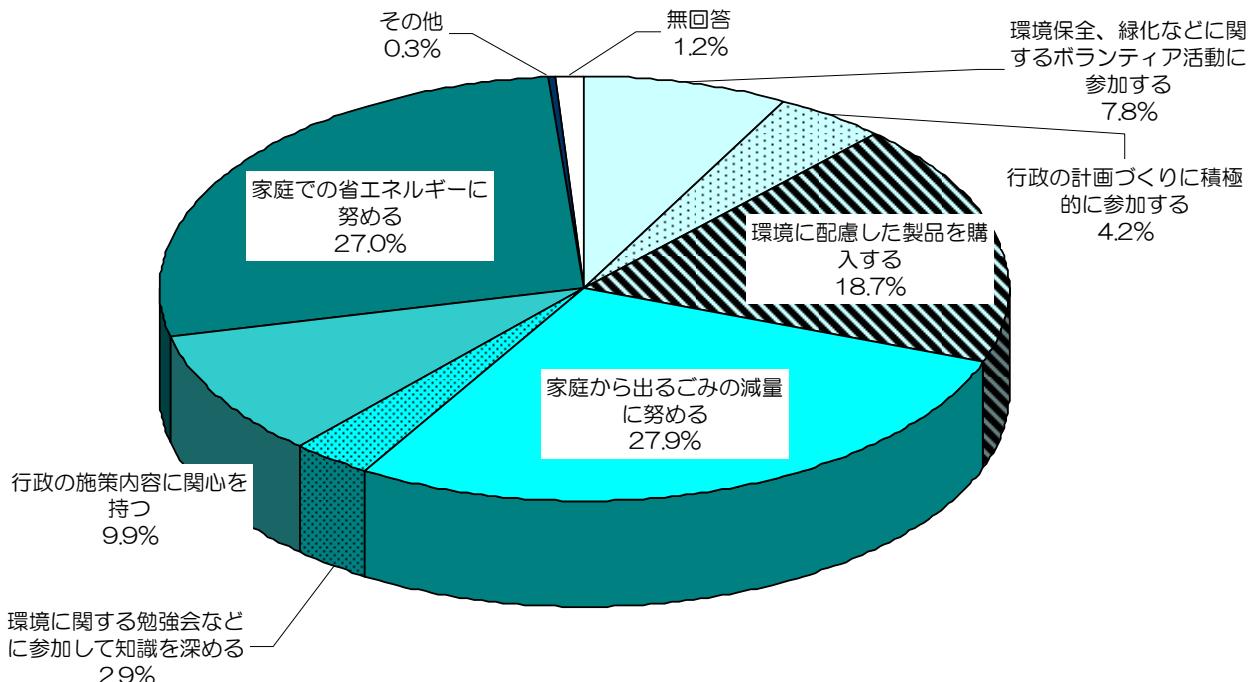
将来における重要性については、交通の安全性が12.9%と最も多く、緑の豊かさが9.8%、空気のきれいさが9.6%と続いています。



### ◆ 各主体が取り組んだ方がよいと思うこと

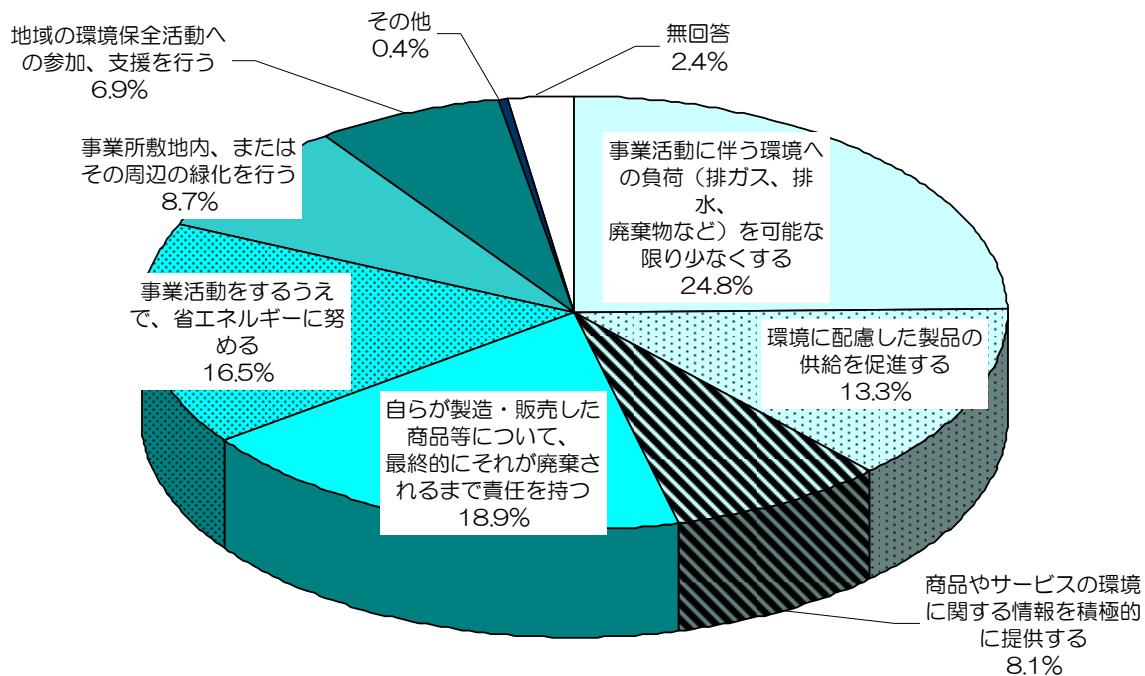
#### ✧ 市民

市民が取り組んだ方がよいと思うことは、ごみの減量、省エネルギーとの回答がそれぞれ約3割となっています。環境に配慮した製品の購入が18.7%と続いており、より身近な取り組みに対して多くの回答がありました。



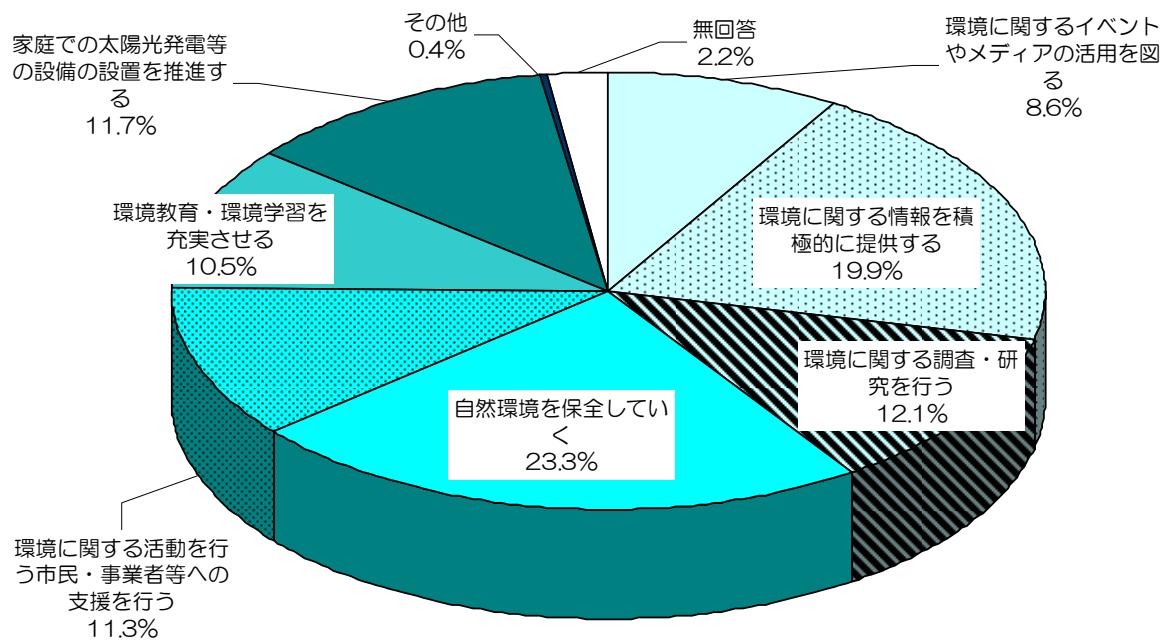
### ✧ 事業者

事業者が取り組んだ方がよいと思うことは、環境負荷の低減が24.8%、製造・販売に対する責任が18.9%、省エネルギーが16.5%となっており、環境保全に直接結びつく取り組みに対して多くの回答がありました。



### ✧ 行政

行政が取り組んだ方がよいと思うことは、自然環境の保全、環境情報の提供が約2割となっています。



#### 4. 第1次計画の進捗確認

平成15年3月に策定した「富士見市環境基本計画」は、計画期間の中間年度である平成20年3月に「富士見市環境基本計画（改訂版）」（以下、「第1次計画」と呼びます。）として見直しを行いました。第1次計画では、目指すべき環境像「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を実現するため、4つの基本目標、12の具体的目標、31の施策の基本方針を掲げ、環境の保全と創造に取り組んできました。

本計画を策定するにあたり、第1次計画の評価を踏まえたものとするため、これまで取り組んできた施策内容について、「第1章 計画の基本的事項」で掲載した「対象とする範囲」の項目ごとに、第1次計画の進捗状況と課題を整理し、次表にその例を掲載しました。



第1次計画

## 第1次計画の進捗状況と課題

項目	進捗状況	課題
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設における緑化の推進が図られている。</li> <li>・市民ボランティア団体による樹林保全活動が進められている。</li> <li>・敷地内の雨水処理施設設置の指導を行っている。</li> <li>・土ぼこり・土砂流出対策の取り組みは定着している。</li> <li>・スーパーなどの店舗において、地元農産物の販売が浸透しつつある。</li> <li>・環境に配慮した農業に関する制度の導入が進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭への緑化を拡充する。</li> <li>・近年、土地所有者の相続等の問題で山林が宅地になるケースがある。</li> <li>・平成23年度の生物調査で、多くの貴重な種が確認されたことから、その保全計画の立案が求められる。</li> <li>・湧き水の大半が私有地であるため、その保全には、土地所有者・管理者に要請していく。</li> <li>・雨水処理施設設置の補助制度の制定を検討する。</li> <li>・公共下水道の未接続は、職員の直接訪問による依頼を行っているが、効果が薄い。しかしながら、未届け接続の発見に効果が上がっている。</li> <li>・市街化調整区域での浄化槽の定期的な維持管理を啓発する必要がある。</li> <li>・土ぼこり・土砂流出対策である緑肥作物の配布は、利用者が固定傾向にあり、拡充を図る必要がある。</li> <li>・農産物は天候に左右されるため、消費者、販売者、給食の献立変更については保護者等への理解が必要である。</li> <li>・安定した農産物供給が可能な運営組織の育成が求められる。</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のユニバーサルデザインによる施設づくりが進められている。</li> <li>・放置自転車の定期的な撤去やシルバー人材センターによる対策により、放置自転車は減少傾向にある。</li> <li>・県や西部環境管理事務所を主体とした近隣の地方公共団体との情報交換が図られている。</li> <li>・公害調査の結果をホームページ、広報、富士見市の環境で掲載し公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時・災害時における障がい者への対応が求められている。</li> <li>・循環バスは、利用者の実情に合わせた更なる効率化された運行を検討する。</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境家計簿やエコライフデーの実施により、意識向上が図られている。</li> <li>・平成23年度から太陽光発電システム設置の奨励金を交付している。</li> <li>・公用車の低公害車導入が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設（公共施設）への太陽光発電システム導入を検討する。</li> <li>・行政活動における温室効果ガス排出量の削減には、空調設備の入れ替え等、ハード面での対策が必要となってきている。</li> </ul>
環境に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長会・教頭会を通じて、環境教育に関する情報提供を行っている。</li> <li>・各学校では、環境教育のための指導計画を作成し、計画的に実施している。</li> <li>・学校、市民・市民団体からの要望により環境講座・出前講座が開催されている。</li> <li>・富士見市環境施策推進市民会議を中心に啓蒙・啓発活動が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富士見市の環境」について、富士見市環境基本計画をもとに学習する場を設けることが望まれる。</li> <li>・市民が自主的に参加・行動する施策が求められる。</li> <li>・取り組み周知のための手法を検討することが望まれる。</li> </ul>

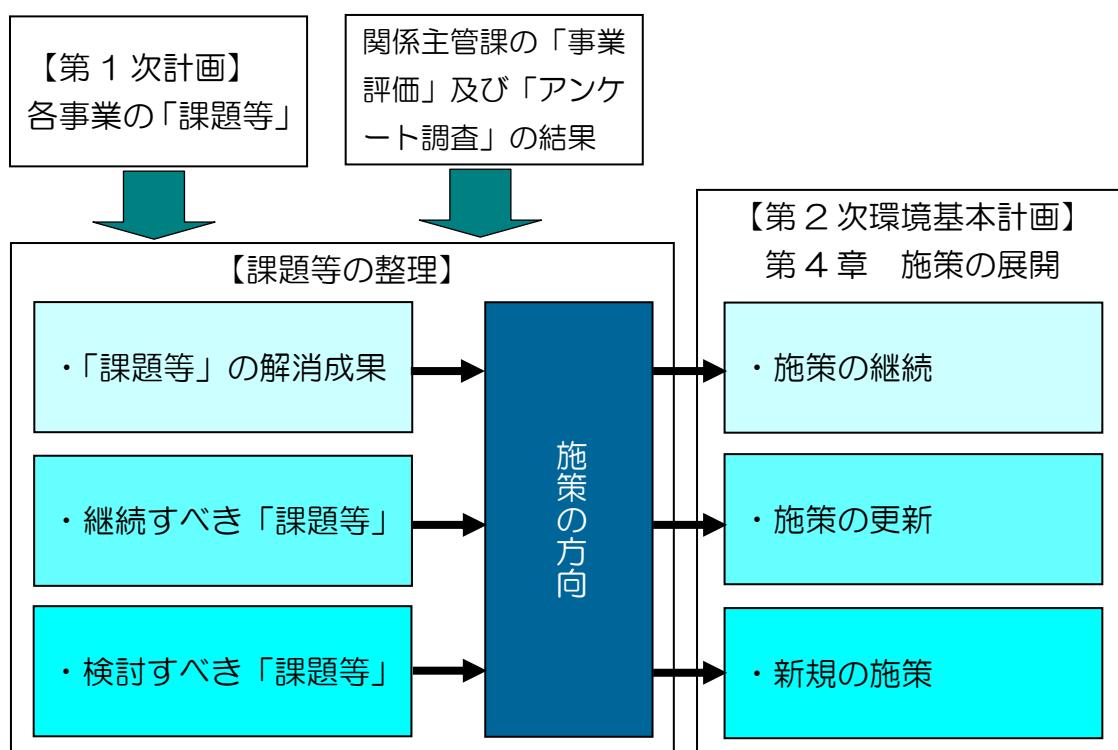
## 5. 課題の整理

「第1次計画」の進捗状況と、市民や事業者を対象に行ったアンケート調査等をもとに、本市の環境に関する課題の整理を行いました。

その結果、課題が解消され成果に結びついている取り組み（例えば、ごみの減量化など）と、引き続き課題として継続すべき取り組み、新たに検討すべき課題に分かれました。

抽出された課題等は、「第4章 施策の展開」の中で、対応する基本方針ごとに「施策の考え方」として個別に掲載します。

なお、第1次計画に掲げられていた重点テーマ「地球温暖化対策」は、本計画に盛り込む「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として継続します。



課題等と本計画における施策の方向関係図

## 課題の整理

項目	施策内容	取り組み内容	施策の方向
自然環境	・樹林・樹木の保全・推進	・樹林・樹木の保全 ・土地所有者・管理者への啓蒙	継続 継続
	・生態系・生物の保全	・生息状況の把握 ・生態系・生物の保全 ・外来生物対策	検討 継続 継続
	・里地里山の保全	・環境配慮型農業の推進 ・地産地消の推進 ・有害鳥獣対策	成果・継続 成果・継続 継続
	・水辺環境の保全	・公共用水域の保全 ・湧き水の保全 ・生活排水処理対策 ・雨水浸透対策	継続 継続・検討 継続 継続・検討
生活環境	・緑地の保全	・公園の整備・緑地の保全 ・街路樹の保全	継続 継続
	・自然災害対策	・自然災害対策の推進	継続
	・まちづくり	・景勝地・文化財の保全 ・環境美化の推進 ・商店の活性化 ・安全・安心なまちづくり	成果・継続 成果・継続 継続 継続・検討
	・不法投棄対策	・不法投棄対策の推進	継続
	・有害化学物質対策	・有害化学物質に関する情報提供 ・有害化学物質対策	成果・継続 成果・継続
地球環境	・エネルギーに関する取り組み	・太陽光発電システムの設置 ・行政活動における省エネルギー ・市民への啓発・支援	継続・検討 成果・継続 成果・継続
	・緑化の推進	・公共施設の緑化 ・市民・事業者への拡充	成果・継続 継続
	・ごみの減量化	・4Rの推進 ・生ごみの水切り・堆肥化 ・市民への啓発	成果・継続 成果・継続 成果・継続
	・自動車に関する取り組み	・低公害車の導入 ・自動車からの利用転換 ・市民・事業者への啓発	成果・継続 継続・検討 継続
環境に 取り組 みする	・自主的な環境保全活動	・市民・教育機関への情報提供 ・自主的な活動 ・各主体の情報交換 ・地域連携	成果・継続 成果・継続 成果・継続 継続
	・環境教育・学習	・教育機関での環境教育 ・環境講座・出前講座の開催	成果・継続 成果・継続
	・計画の実行・評価	・施策の実行 ・計画の周知	成果・継続 継続・検討

## 第3章 計画の目標

### 1. 基本理念

計画の基本理念は、「富士見市環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念とします。

#### 《 基 本 理 念 》

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにはかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

## 2. 望ましい環境像

本市は武藏野台地と荒川低地が出会い、その境界の斜面林<sup>※21)</sup>にはいくつも湧き水が存在する都市近郊では貴重な湧水が存在するまちです。その湧き水や縦横に流れる河川から水の恩恵を受け、豊かな里を形成してきました。

本計画では、第1次計画に引き続き、基本理念に基づき、本市の望ましい環境像を『いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見』と定め、湧き水を保全し、自然豊かな里と都市形成の調和を図りながら、将来にわたって持続的に発展する社会を目指します。

望ましい環境像

**いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見**

写真掲載予定

## 3. 基本目標

本市の望ましい環境像を実現するため、以下の4つの基本目標を定めます。

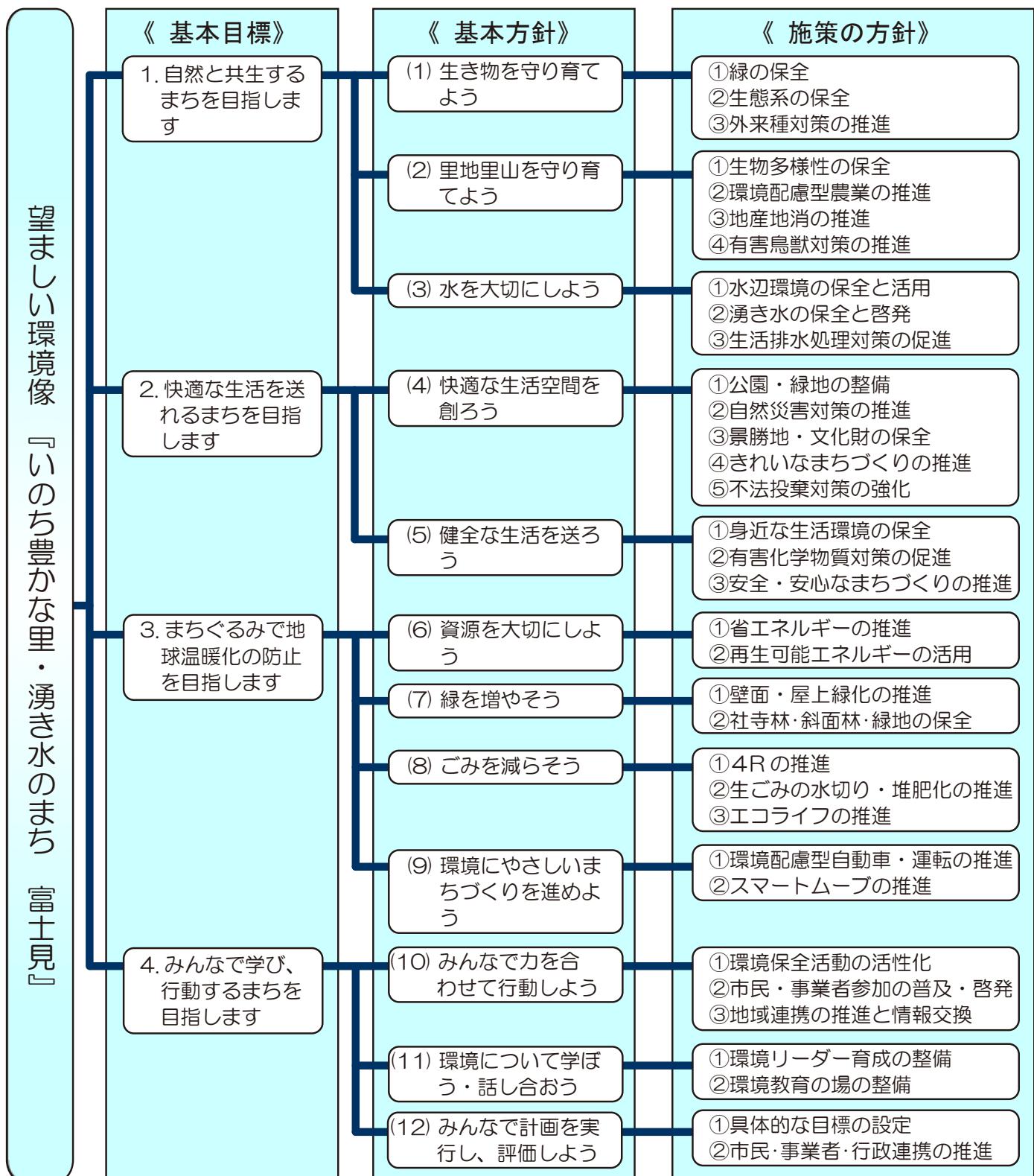
### 《 基 本 目 標 》

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 自然と共生するまちを目指します。      | 【良好で持続可能な環境の社会構築】   |
| 2. 快適な生活を送れるまちを目指します。    | 【快適で安全安心な生活環境の社会構築】 |
| 3. まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します。 | 【低炭素社会・循環型社会の構築】    |
| 4. みんなで学び、行動するまちを目指します。  | 【協働社会の構築】           |

<sup>※21)</sup> 斜面林：武藏野台地と荒川低地とをつなぐ斜面に残る樹林をいいます。斜面林からは多くの湧き水が見られ、地域固有の自然が残されています。

#### 4. 施策の体系

施策の体系は以下のとおりです。



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1：自然と共生するまちを目指します

わたしたちは、自然から多くの恵みとやすらぎを与えられていることを再認識し、将来にわたってその恵みを享受するため、本市の自然環境を守り育て、自然と共生するまちを目指します。

#### 基本方針（1） 生き物を守り育てよう

##### 【施策の考え方】

- ❖ 東京のベッドタウンとして発展しています。
- ❖ 宅地開発などによる樹林の減少と、そこに生息する動物への影響が懸念されます。
- ❖ アライグマやブラックバスなどといった日本にいなかった生物（外来生物）の増殖で、もともと地域にいた動植物（在来生物）が減少し、生態系への影響が問題となっています。
- ❖ 平成23年度の自然環境調査では、国や県のレッドデータブックなどに掲載されている64種の貴重な動植物が確認されています。
- ❖ 自然環境の保護と維持のため、保存樹木と保存樹林の指定を行い、維持管理のための助成金を交付しています。
- ❖ 豊かな自然環境を保護し、将来にわたってそれが維持できるような取り組みが求められます。

##### 【施策の方向】

- 市内に残された緑を守るため、緑の保全を推進します。
- 減少が懸念される在来生物を守り育むため、生態系の保全を推進します。
- 適正な生態系を維持するため、外来生物に対する取り組みを推進します。

【施策の方針と取り組み内容】

① 緑の保全

- 保存樹木・保存樹林の保全に努めます。
- 緑を保全するため、「緑地保全基金」の充実を図ります。
- 公園や緑地は、既存の樹木を最大限残すような整備を行います。
- 公共施設における落ち葉の堆肥化を進めます。

② 生態系の保全

- 野生の動植物は、むやみに捕獲・採取をしません。
- 動植物の生息地の確保と適切な管理に努めます。
- 動植物の生息地を確保するため、農業用水や湧き水の活用を考えます。

③ 外来種対策の推進

- 輸入動植物の責任ある飼育・栽培を進めます。
- 外来生物の生息状況の把握に努めます。
- 外来生物の防除に努めます。

【各担い手の実践行動】

市 民

- 行政・事業者と協力し、樹林・緑地の維持管理に努めます。
- 野生の動植物は、むやみに捕獲・採取をしません。
- 生け垣や庭などへの植樹は、地域に適した樹種の選定を検討します。
- 落ち葉や刈り草の堆肥化に努めます。
- 輸入動植物（ペット）は責任ある飼育・栽培を行います。
- 緑・生態系の保全に関する講座や体験学習に積極的に参加します。

事 業 者

- 樹林・緑地の維持管理の取り組みに積極的に参加します。
- 国や県の定める緑被率を遵守するとともに、さらなる緑化の向上を検討します。
- 樹林・緑地の維持管理のために、市民団体や行政に協力・支援します。
- 敷地内の落ち葉や刈り草は、堆肥化に努めます。
- 輸入動植物を販売するときは、責任ある飼育・栽培の啓発を行います。
- 緑・生態系の保全に関する講座に積極的に参加し、従業員に啓発します。

行 政

【環境課・まちづくり推進課・道路治水課 ほか】

- 地域の特性に応じた緑の確保を図ります。
- 公共事業では、樹木や樹林を最大限残す設計を行い、やむを得ず伐採した樹木分の植樹に努めます。
- 公共施設における落ち葉は、放射性物質等の安全性を確認したうえで堆肥化を進めます。
- 地域に根ざした樹木・樹林は、保存樹木・保存樹林に指定し、その維持管理のための支援を行います。
- 動植物の生息状況把握のため、定期的に自然環境調査を行います。
- 市民参加型の自然観察会などを定期的に実施し、自然環境保全のための啓発を行います。
- 外来生物の自然界への侵入が、生態系に及ぼす影響について啓発します。
- 緑・生態系の保全に関する講座や体験学習の開催を支援します。

写真掲載予定

## 基本方針（2） 里地里山を守り育てよう

### 【施策の考え方】

- ❖ 北東部の荒川低地は、縦横に流れる河川や水路などの水資源に恵まれ、田園風景が広がっています。
- ❖ 人間が管理することで自然が守られてきた里地里山では、そこに適応した様々な動植物が生息し、健全で安定的な環境を築いています（生物多様性）。
- ❖ 里地里山は、生物多様性や一次産業による生産物の提供だけでなく、人びとにとって身近な自然とのふれあいの場としても価値が高まっています。
- ❖ 農家の減少により、耕作地が減少し、休耕田が増加傾向にあります。
- ❖ 地下水かん養<sup>※22)</sup>や洪水防止といった水田の多面的機能が失われつつあります。
- ❖ 県の定める減農薬と減化学肥料で栽培された農産物を「埼玉県特別栽培農産物」として指定しており、本市において、その実施状況は増加傾向にあります。
- ❖ 県では、化学肥料に頼らない環境にやさしい農業に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定しており、本市における認定者は増加傾向にあります。
- ❖ 地元で生産された農産物は、「地産地消」の考え方に基づき、学校給食に取り入れたり、地域ブランドの開発が検討されています。
- ❖ 里地里山を保全し、そこに生息する動植物との共生を育むための取り組みが求められます。
- ❖ 人と自然に優しい農業を推進し、地域への愛着を育む取り組みが望されます。

### 【施策の方向】

- 自然からの恵みを将来にわたり持続的に享受するため、生物多様性の保全を推進します。
- 水田の多面的機能を保持するなど、農業基盤を守り、人と自然にやさしい農業の取り組みを図ります。
- 食の安全を守り、地球環境にもやさしい地産地消を推進します。
- 良質な地元農産物の供給を図るため、有害鳥獣対策を進めます。

<sup>※22)</sup> 地下水かん養：水田に利用される水や雨水は、地下に浸透し、地下水となって生活用水や工業用水に活用される働きがあります。

## 【施策の方針と取り組み内容】

## ① 生物多様性の保全

- 既存のビオトープ<sup>※23)</sup>については維持管理に努め、大規模な造成工事や河川整備などの際は、多自然工法<sup>※24)</sup>の採用など、生物の生息・生育環境に配慮します。
- 里地里山の理解につながる機会を設けるとともに、その活動に積極的に参加します。
- 斜面林を活用した生物多様性保全のための取り組みを検討します。
- 自然再生につながる活動を支援します。
- 自然再生に関する取り組み推進について、国・県・近隣地方公共団体へ働きかけます。

## ② 環境配慮型農業の推進

- 優良農業に関する県の制度を推進し、環境負荷を抑えた農業の啓発を図ります。
- 農薬（殺虫剤や除草剤など）や化学肥料に頼らない農業を推進します。
- 遊休農地や耕作放棄地は、市民農園の活用など、有効利用を検討します。
- 冬場の農地の土ぼこり対策として、くず麦や緑肥作物の栽培を推進します。
- 農作物への光害対策として、農地周辺に設置された夜間照明の効果的な取り組みを検討します。
- 給食等に使用される食材や食料品、地元農産物、水道水（東大久保浄水場、水谷浄水場）の継続的な放射性物質の測定を実施し、市民・事業者にその情報を広く公開します。

## ③ 地産地消の推進

- 地元農産物を学校給食などに導入する取り組みを積極的に推進します。
- 地元農産物は、安全で環境にやさしいことを広めるため、学校や生涯学習での食育を推進します。
- 地元農産物を販売している商店や直売所を掲載した農業マップを作成し、地産地消の取り組みを促進します。
- 地元農産物を利用した食品を地域ブランドとして開発を推進し、市内外に広くPRします。

<sup>※23)</sup> ビオトープ：生物という意味の「Bio」と、場所を意味する「Top」を合わせて作られたドイツ語で、特定の生物が生息するための条件を備えた自然環境の一空間のことをいいますが、日本では、野生生物が生息できるように人の手によって創出された空間を意味することのほうが一般的です。

<sup>※24)</sup> 多自然工法：スイスやドイツで生まれた自然の復元工法で、人への安全性を確保しつつ、生物に良好な生息・生育環境が考慮された工事をいいます。

## 第4章 施策の展開

- 地元農産物の流通促進を図り、農業・商業の活性化を推進します。
- 人と環境にやさしい農業をPRするため、消費者に対し、農産物の生産情報の掲示など、生産者の顔が見える取り組みを推進します。

### ④ 有害鳥獣対策の促進

- 田畠における有害鳥獣対策を進めます。
- 農業関係団体や県と連携した鳥獣害に対する取り組みを進めます。

写真掲載予定

### 【各担い手の実践行動】

市 民

- 斜面林の保全に努めます。
- 自然環境に関する講座や体験学習に積極的に参加し、その知識を深めます。
- 自然再生・創造に関する取り組みに積極的に参加します。
- 地元農産物や環境に配慮した食材・食品を優先的に購入します。
- 地元農産物や特産品を扱っている商店での買い物を心がけます。
- 市民農園や体験学習に参加し、農業従事者との交流を進めます。

事業者

- 斜面林の保全に努めます。
- 大規模な造成工事などは、自然環境に配慮した施工を行います。
- 農業従事者団体などは、優良農業に関する県の制度に組織的に取り組みます。
- 人と環境にやさしい農業を目指し、有機栽培・特別栽培<sup>※25)</sup>での安定的な栽培方法の開発を検討します。
- 遊休農地や耕作放棄地の管理者は、農地の活用に協力します。
- 農業従事者は、冬場に作付予定のない場合には、麦や緑肥を栽培します。
- 農業従事者は、地産地消の取り組み拡充に協力します。
- 消費者に対し、農産物の情報掲示など、生産者の顔が見える取り組みを推進します。
- 商店は、地元農産物や特産品の取り入れを積極的に行います。

行政

【産業振興課・まちづくり推進課・道路治水課・保育課・農業委員会・学校給食センター・みずほ学園】

- 斜面林保全の取り組みを支援します。
- ビオトープの維持管理に努めるとともに、河川整備の際は、国や県と連携して自然環境に配慮します。
- 優良農業に関する県の制度の推進を啓発します。
- 人と環境にやさしい農業に取り組む農業従事者団体などへの支援に努めます。
- 商店に対し、地元農産物や特産品の販売を働きかけます。
- 遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。
- くず麦の現物支給を行い、土ぼこり対策や地力増進を支援します。
- 農地周辺に設置された夜間照明は、光害対策に効果的な設備の設置を検討します。
- 地産地消を進めるため、学校や病院等に地元農産物の利用を働きかけます。
- 農業マップを作成し、広く地産地消の取り組みを周知します。
- 農業関係団体や県などと連携し、鳥獣害対策を推進します。
- 食材、食料品、給食等に係る放射性物質に関する情報を、広報やホームページなどで広く公開します。

※25) 有機栽培・特別栽培：有機栽培とは、農薬や化学肥料を使用しない農産物の生産方法をいいます。特別栽培とは、農薬や化学肥料の使用を通常の半分まで減らした農産物の生産方法をいいます。いずれも農林水産省が定めたガイドラインで定義されています。

## 基本方針（3） 水を大切にしよう

### 【施策の考え方】

- ❖ 江戸時代から大正まで、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路として使われていた新河岸川が本市の中心を縦断しています。
- ❖ 新河岸川をはじめとして、多くの河川・水路を擁する本市は、荒川低地では水田地域として里地が形成され、豊富な水資源を利用しています。
- ❖ 近年では、開発が進み、里地が減少するなか、人びとが自然との共生に対する意識が希薄になることが懸念されます。
- ❖ 武蔵野台地の周縁部の斜面林からは、いくつもの湧き水が湧き出ています。
- ❖ 平成23年度の湧き水調査では、26箇所の湧水地点が確認されました。
- ❖ 湧き水は生態系を支える重要な環境要素であるほか、災害時における水の確保や環境学習、地域の活性化の対象として重要な役割を担っています。
- ❖ 宅地開発などで地下水かん養機能が低下し、湧水地点の減少が懸念されます。
- ❖ 湧き水の存在と重要性を周知し、首都圏域における貴重な水資源として保全と活用を推進することが大切です。
- ❖ 河川など公共用水域の水質汚濁防止のため、下水道の整備や浄化槽設置の奨励を進めています。
- ❖ 平成23年度における公共下水道の普及率は93.5%となり、公共下水道処理区域外では合併処理浄化槽の設置を進めています。
- ❖ 雨水の有効活用や地下水の浸透促進については、広報やホームページによる啓発活動を行うとともに、定期的に公共用水域の水質調査を実施し、水質状況の把握に努めています。
- ❖ 水資源の大切さを認識し、市民・事業者・行政が協働した水辺環境の保全に取り組むことが大切です。

### 【施策の方向】

- うるおいのあるまちづくりのため、水辺環境の保全を推進し、その活用を図ります。
- 貴重な水資源として湧き水を保全するとともに、市民・事業者に湧き水の存在を広め、その大切さを啓発します。
- 公共用水域の水質を維持し、その活用を継続するため、生活排水処理の対策を促進します。

【施策の方針と取り組み内容】

① 水辺環境の保全と活用

- 河川敷の清掃活動など、水辺環境の美化を推進します。
- 水とふれあえる場の整備を検討します。
- 河川パトロールや水辺利用のルールなど、水辺環境保全の仕組みづくりを検討します。
- 河川改修の際は、多自然工法を採用し、国や県と連携して水辺環境の保全に努めます。
- 公共施設への雨水浸透施設の導入を推進するとともに、市民・事業者への啓発を行います。
- 歩道や公園整備などの際は透水性舗装の導入やせせらぎの創出など、地域に適した整備事業を推進します。

② 湧き水の保全と啓発

- 地下水かん養機能保持のため、斜面林の保護に努めます。
- 生物多様性に配慮した、湧き水とその周辺の整備を行います。
- 湧き水の活用を検討し、その取り組みを積極的に導入します。
- 湧き水マップを作成し、市民・事業者に湧き水の大切さを啓発します。

③ 生活排水処理対策の促進

- 未処理の生活雑排水の流入防止に努めます。
- 定期的な公共用水域の水質調査を継続し、水質状況を把握します。
- 「富士見市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理・生活排水処理基本計画）」に基づき、計画的な生活排水処理対策を推進します。
- 体験学習などを通じて、水質汚濁防止の啓発を図ります。

写真、図掲載予定

【各担い手の実践行動】

市 民

- 水辺環境や湧き水を汚さないよう努めます。
- 斜面林を保全し、地下水かん養機能の保持に努めます。
- 水辺環境の美化活動に積極的に参加します。
- 雨水浸透施設や雨水利用設備の検討を行います。
- 公共下水道整備計画区域外（処理計画区域外）については、合併処理浄化槽の設置を進めます。
- 合成洗剤の使用を減らし、せっけん製品や環境負荷の少ない洗剤の利用を心がけます。
- 河川・水路・湧き水周辺の除草剤や殺虫剤などの薬剤使用を可能な限り控えます。

事 業 者

- 排水基準を遵守するとともに、さらなる水質負荷低減に努めます。
- 宅地開発などでは、斜面林や湧水地の周辺環境に配慮します。
- 緑地面積を拡充するとともに、透水性舗装、雨水浸透施設・雨水利用設備の導入を検討します。
- 地域の水辺環境の美化活動に協力するとともに、従業員に啓発します。
- 雨水利用設備や水辺空間の創出の開発に協力します。

行 政

【環境課・まちづくり推進課・下水道課・道路治水課】

- 公共用水域や湧き水とその周辺は、生物多様性に配慮した整備を進めます。
- 湧き水の保全に努めるとともに、湧き水の大切さを市民・事業者に啓発します。
- 公共施設への雨水浸透施設や雨水利用設備の導入を検討します。
- 公共下水道整備計画区域外（処理計画区域外）での合併処理浄化槽の設置を啓発します。
- 定期的な公共用水域や湧き水の水質調査を実施し、その把握に努めます。
- 公共用水域の水質の状況について情報を公開します。

## 基本目標2：快適な生活を送れるまちを目指します

わたしたちは環境に配慮した取り組みを進め、都市と自然の調和を図りながら、将来にわたって快適な生活を送れるまちを目指します。

### 基本方針（4） 快適な生活空間を創ろう

#### 【施策の考え方】

- ❖ 市街地では、土地区画整理事業などが計画的に進んでいます。
- ❖ 歩行者や障がい者に配慮した道路整備や、縁を取り入れた宅地整備が行われています。
- ❖ 快適な生活を送るためにには、ごみの投げ捨て禁止の啓発、落ち葉清掃などの環境美化活動が効果的であり、また、公園や緑地といったやすらぎを与えてくれる空間が必要です。
- ❖ 都市公園や緑地は、防災機能を有しており、自然災害などにおける避難地点としての役割も考えられます。
- ❖ 市民1人あたりの公園面積は少ない状況ですが、本市には、びん沼自然公園に代表される自然豊かな景勝地や、難波田城公園や水子貝塚公園といった歴史や文化を学べる施設があります。
- ❖ 本市の自然豊かな景観と、様々な歴史と文化を残すため、その保全と保護を推進することが望されます。

#### 【施策の方向】

- うるおいとやすらぎのあるまちづくりのため、公園・緑地の整備を進めます。
- 市民が安心して暮らせるように、自然災害に関する対策を推進します。
- 本市のすばらしい景観、歴史・文化を将来に引き継ぐため、その保全に努めます。
- 不法投棄対策を強化するとともに、きれいなまちづくりを推進し、内外に発信できるまちを目指します。

#### 【施策の方針と取り組み内容】

##### ① 公園・緑地の整備

- 市民・事業者参加型の公園の維持管理を進めます。
- 公園・緑地整備の際は、トイレや休憩所などの付属施設を整備し、利用者に配慮します。
- 区画整理事業などの際は、ポケットパークや街角広場の敷設を検討します。

## 第4章 施策の展開

- 公園や市街地を結ぶ自然にふれあえる散策路の整備を検討します。
- 地域の特性に応じ、計画的な公園・緑地の整備を進めます。

### ② 自然災害対策の推進

- 危険箇所の巡視や、防災訓練の定期的な実施を推進します。
- 被災時の対応や防災対策などに関する情報を提供し、啓発します。
- 斜面林を保全し、土砂災害の防止を推進します。
- 自主防災組織の育成を図ります。
- 「富士見市地域防災計画」に基づき、計画的な防災対策を推進します。

### ③ 景勝地・文化財の保全

- 「埼玉県景観計画」に基づき、魅力的な景観形成を推進します。
- 寺社仏閣の保護と社寺林の保全に努めます。
- 開発者に対して、緑地の確保や景観への配慮について指導します。
- 案内板などを活用し、良好な景観づくりと、その保全について啓発します。

### ④ きれいなまちづくりの推進

- 街路樹の植樹は地域に適した樹種を選定します。
- 花いっぱい運動<sup>※26)</sup>などにより、公共施設の緑化を推進し、公共性の高い施設への緑化の要請を進めます。
- 「富士見市あき地等環境保全条例」に基づき、放置された空き地に対し、適正管理に関する啓発を行います。
- 違法屋外広告物や放置自転車、落書きへの対策を強化します。
- 「富士見市美化推進計画」に基づき、きれいで安全なまちづくりを推進します。

### ⑤ 不法投棄対策の強化

- 不法投棄パトロールを強化し、不法投棄の抑止と早期発見に努めます。
- 不法投棄の啓発看板を提供し、環境美化を図ります。
- 不法投棄ができないような環境づくりを検討します。
- 県や警察と連携して不法投棄対策を推進します。

※26) 花いっぱい運動：道路や公園などに花を植えることで、地域のまちづくりや景観づくりを目的に、全国的に行われている取り組みです。

写真掲載予定

【各担い手の実践行動】

市 民

- 自宅周辺の清掃などの美化活動を実施します。
- 公園や緑地の美化活動などに積極的に参加します。
- 自然災害に対する正しい理解と防災活動を進めます。
- 景勝地の保全活動に積極的に参加します。
- 街路樹の落ち葉清掃や、花いっぱい運動に参加し、きれいなまちづくりに貢献します。
- たばこの吸い殻やごみの投げ捨て、自転車放置を行いません。
- 犬等ペットの糞は持ち帰ります。
- 空き地は適正に管理し、定期的に除草します。
- 美しくきれいなまちづくりのため、「富士見クリーンアップ運動」<sup>※27)</sup>を推進します。

事 業 者

- 事業所周辺の清掃を実施します。
- 公園や緑地、景勝地の保全活動に積極的に参加・支援します。
- 商店街にある花壇やプランターなどの適切な維持管理を行います。
- 防災対策計画の作成を検討し、従業員への防災教育を実施します。
- 地域の清掃活動に積極的に参加します。
- 違法広告は掲出しません。
- 消費者への投げ捨て防止に関する啓発を行います。
- 美しくきれいなまちづくりのため、「富士見クリーンアップ運動」を推進します。

※27) クリーンアップ運動：「富士見クリーン作戦」として町会や各種団体を中心とした自主的な地域清掃活動等です。また、5月と11月の最終日曜日を「富士見市をきれいにする日」と定めて、市民一人ひとりが自宅周辺の道路などの公共の場を自主的に清掃する取り組みです。

行政

【環境課・まちづくり推進課・道路治水課・安心安全課・生涯学習課

ほか】

- 市民・事業者と連携を図り、地域の美化活動を支援します。
- 公園・緑地整備の際は、付属施設などを設置し、利用者に配慮します。
- 防災対策に関する啓発を行います。
- 「富士見市地域防災計画」に基づき、計画的な防災対策を推進します。
- 斜面林を保全し、土砂災害の防止を図ります。
- 景勝地の保全、歴史・文化資源の保護を積極的に進めます。
- 公共施設の整備の際は、環境・景観に配慮します。
- 県や警察と連携し、不法投棄パトロールを強化します。
- 不法投棄されないような環境づくりを検討します。
- 街路樹は地域に適した樹種を植樹し、維持管理に努めます。
- 美しくきれいなまちづくりのため、「富士見クリーンアップ運動」を推進します。

写真掲載予定

## 基本方針（5） 健全な生活を送ろう

### 【施策の考え方】

- ❖ 大気質や水質について定期的な調査を実施し、環境汚染の状況の把握と公表に努めています。
- ❖ 公害等の相談件数は、変動を繰り返しながら減少傾向にありますが、より迅速での確な対応が求められます。
- ❖ 近年寄せられる悪臭に関する相談は、一般家庭の浄化槽の不適正な管理から発生するにおいの相談がほとんどです。
- ❖ 平成23年度のアンケート調査では、歩道が狭いなど、歩行や自転車利用の交通に不便な箇所があるとの意見もありました。
- ❖ わたしたちの日常生活を将来にわたって維持するためには、身のまわりの環境や化学物質に対する正しい知識と理解を身につけ、環境への負荷を軽減することが大切です。
- ❖ 環境に配慮した交通施策については、自動車・自転車の交通マナーの向上を図るとともに、交通弱者に配慮した道路整備が求められます。
- ❖ 事業活動や日常生活の中で発生する環境問題を防止し、だれもが安心して暮らせるまちづくりが大切です。

### 【施策の方向】

- 身近な生活環境の保全を推進します。
- 有害化学物質の対策と安全・安心なまちづくりを推進します。

写真掲載予定

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 身近な生活環境の保全

- 雨水浸透施設の普及を推進するとともに、事業所や宅地の敷地において、土壌面を残すことで、雨水の地下浸透を進めます。
- 公害等相談に対して、迅速な対応と情報提供を行います。
- 環境に配慮した企業の誘致活動を図ります。
- 事業者へ公害に対する情報提供を行い、適切な管理を指導・啓発します。
- 公共下水道整備計画区域外（処理計画区域外）については、合併処理浄化槽の設置の普及と適正な維持管理を推進します。
- 広域的な公害等の発生は、県や近隣地方公共団体と連携して、その対策を講じます。

#### ② 有害化学物質対策の促進

- 有害化学物質に対する正しい知識と、迅速な情報提供に努めます。
- 事業者、医療機関などと連携して、有害化学物質対策を進めます。
- 定期的な調査を実施し、有害化学物質に対する監視を継続します。
- 殺虫剤・除草剤（家庭用）などは、適正な量と使用回数を守ります。
- フロンガス<sup>※28)</sup>やアスベスト<sup>※29)</sup>対策は、国や県と連携した取り組みを進めます。
- 公共施設のシックハウス<sup>※30)</sup>対策として、使用建築材料の選定や室内空気濃度の測定を実施し、利用者の健康に配慮します。

#### ③ 安全・安心なまちづくりの推進

- 歩行者や障がい者に配慮したインフラ整備を推進します。
- 自転車の利便性と安全性を確保し、自転車利用を促進するため、自転車専用道路や自転車駐車場の整備に努めます。
- 交通マナーの向上を図る啓発に取り組みます。
- 「富士見市における空間放射線量への対応方針」に基づき、継続的な測定の実施、

<sup>※28)</sup> フロンガス：スプレー噴霧剤や冷却剤、潤滑油などに使われている化学物質で、人を紫外線から守るオゾン層を破壊する作用があります。オゾン層が破壊されることで、皮膚がんや白内障などの発症が高まると言われています。

<sup>※29)</sup> アスベスト：石綿（せきめん・いしわた）とも呼ばれています。もともとは天然の鉱石で、耐熱性や耐久性に優れているため多くの製品に利用されてきました。その構造は極めて細い繊維状のため、飛散して人が吸い込むと中皮腫やじん肺の原因になるとされており、現在では原則として製造等が禁止されています。

<sup>※30)</sup> シックハウス：建物の建築時に使用される接着剤や有機溶剤が原因でめまい・頭痛・呼吸器疾患などの症状（シックハウス症候群）を引き起こすとされています。また、校舎や園舎の新改築をきっかけに児童や園児が発症するものを「シックスクール」と呼びます。

測定器の貸し出しを行い、本市の定めた基準を上回る放射線量が確認された公共施設は、「公共施設における空間放射線量低減マニュアル」に基づき、放射線量の低減対策を実施します。

【各担い手の実践行動】

市 民

- 自宅の敷地は舗装を最小限にし、土壤面を活かした雨水地下浸透に努めます。
- 公害や有害化学物質に対する正しい知識を学び、生活環境の保全に取り組みます。
- 公共下水道あるいは合併処理浄化槽により、生活雑排水を適正に処理します。
- 自動車利用を控え、徒歩・自転車・公共交通機関を積極的に利用します。
- 通学路などで、児童による交通事故の危険性が高い箇所の把握及び情報提供を行います。
- 放射能について関心を持ち、理解を深めます。

事 業 者

- 事業者は公害に関する正しい知識を習得し、法令を遵守し、従業員への安全教育を実施します。
- 事業者は、環境に配慮した活動を進めるとともに、有害化学物質対策に努めます。
- 通勤は、自動車利用を控え、徒歩・自転車・公共交通機関を積極的に利用します。
- 自動車運転業務は、安全教育を受け、交通マナーを守ります。
- 放射能について関心を持ち、理解を深め、市が取り組む施策に協力・支援します。

行 政

【環境課・道路治水課・下水道課・交通・管理課・地域文化振興課・  
産業振興課 ほか】

- 公害等相談に迅速に対応するとともに、最新の情報を提供します。
- 広域的な公害は、国や県と連携して対策を講じます。
- 公共下水道整備計画区域の整備を推進し、処理計画区域外では合併処理浄化槽による適正な処理を啓発します。
- 有害化学物質に関する正しい知識を習得し、市民・事業者に最新の情報を提供します。
- フロンガスやアスベスト対策の継続した取り組みを進めます。
- 公共施設のシックハウス対策を進め、利用者の健康に配慮します。
- 交通マナーの啓発を行うとともに、交通弱者に配慮したインフラ整備を進めます。
- 自転車利用を促進するため、自転車専用道路や自転車駐車場の整備に努めます。
- 公共施設は、高齢者や障がい者に配慮した設備の設置を推進します。
- 公共施設における空間放射線量の継続的な測定と、その低減対策を推進します。

写真掲載予定

## 基本目標3：まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します

地球規模で問題となっている温暖化問題は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。わたしたち一人ひとりが、いち地球人として、その防止に向けて取り組むことが大切です。

### 基本方針（6） 資源を大切にしよう

#### 【施策の考え方】

- ❖ 石油や石炭を燃やすことでエネルギーを作り出し、わたしたちの日常生活の中で使われています。
- ❖ 石油や石炭を燃やしたときに排出される二酸化炭素、廃棄物や農地から発生するメタンといった温室効果ガスは、地球規模で広がる温暖化の原因とされています。
- ❖ 石油や石炭などの資源は限りあるものです。
- ❖ 東日本大震災では、ガソリンの供給不足や電力の供給不足が発生し、わたしたちはエネルギーの大切さを再認識しました。
- ❖ 限りある資源の使用を可能な限り抑え、太陽光や風力といったエネルギー（再生可能エネルギー）の活用が求められています。

#### 【施策の方向】

- 限りある資源を大切にし、省エネルギーを推進します。
- 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを活用し、低炭素社会を目指します。

写真等掲載予定

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 省エネルギーの推進

- 県と連携して、家庭での省エネルギーの取り組みの普及を図ります。
- エコアクション21<sup>※31)</sup>を推進し、事業者の環境に配慮した取り組みを促進します。
- エコドライブ、ノーカーデーの啓発を行います。
- 低公害車の導入を推進します。
- エネルギーマネジメントシステムなどを導入した、省エネルギーの「見える化」を検討します。

#### ② 再生可能エネルギーの活用

- 公共施設へ再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 市民・事業者に再生可能エネルギーの導入を啓発・支援します。

### 【各担い手の実践行動】

市 民

- 節電・節水に努めます。
- 太陽光発電システムなどの家庭への再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 県が実施している「エコライフDAY」<sup>※32)</sup>の参加を推進します。
- エコドライブ、ノーカーデーを実践します。

事 業 者

- 節電・節水に努め、活動の公表を検討します。
- 再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 環境配慮を盛り込んだ経営システム・運用・事業活動を図るため、エコアクション21の導入を検討します。
- 従業員に対し、エコドライブや通勤でのノーカーデーを呼びかけます。
- 雨水貯留タンクなどの雨水の有効活用を図ります。

※31) エコアクション21：中小事業者等の幅広い事業者に対し、環境に配慮した事業活動などについて、分かりやすい方法で取り組める目的で策定されたガイドラインです。

※32) エコライフDAY：簡単なチェックシートを利用して、1日に使われるエネルギーの量や二酸化炭素の排出量が計算でき、地球温暖化防止の取り組みの1つです。

行政

【環境課・総務課・管財課 ほか】

- 「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進します。
- 省エネルギーと再生可能エネルギーに関する取り組みを進めるため、キャンペーンなどを実施し、市民・事業者への啓発を図ります。
- 市民・事業者にエコドライブ、ノーカーテーを啓発します。
- 雨水の有効活用を推進し、再生水<sup>※33)</sup>の有効利用を検討します。
- 太陽光発電システムなどをはじめ、再生可能エネルギーの導入を支援します。

写真等掲載予定

※33) 再生水：水道水などで使われた排水を処理して、トイレ用水や庭木の散水などに使われる水と、下水処理場で処理された水を農業用水や工業用水に使われる水などがあります。

## 基本方針（7） 緑を増やそう

### 【施策の考え方】

- ❖ 植物は、生長するために二酸化炭素を吸収します。また、葉から水分が放出されて水蒸気になるとき、まわりの熱をうばうことで涼しくなります。（蒸発散作用といいます。）
- ❖ 建物などを植物で被うことで、木陰の効果と合わせた快適空間が生まれ、夏の暑い時期に冷房の使用を抑えることができ、地球温暖化防止につながります。
- ❖ 公共施設の壁面緑化を進めています。
- ❖ 家庭や事業所でも壁面緑化・屋上緑化を進め、地球温暖化防止のための取り組みを実践することが求められます。

### 【施策の方向】

- ① ➤ 公共施設をはじめ、住宅や事業所への緑化の推進を図ります。
- 二酸化炭素の排出抑制と歴史文化資源を保護するため、市内に残る社寺林・斜面林・緑地を保全します。

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 壁面・屋上緑化の推進

- 公共施設における緑化の推進を図ります。
- 花いっぱい運動などとともに、壁面・屋上緑化の推進を支援します。

#### ② 社寺林・斜面林・緑地の保全

- 社寺林を保全し、歴史文化資源を守ることに努めます。
- 斜面林や緑地を保全し、身近にふれあえる緑の啓発を行います。
- 樹林を保全・創造し、その多面的機能の活用を図ります。

### 【各担い手の実践行動】

市 民

- 庭などの緑化に努めます。
- 斜面林や緑地の保全の取り組みに協力します。
- 公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加します。

事 業 者

- 事業所敷地内の緑化に努めます。
- 斜面林や緑地の保全の取り組みに協力します。
- バイオマスの活用を検討します。
- 緑の創出に関する取り組みに積極的に参加・協力します。

行 政

【環境課・まちづくり推進課・総務課・管財課・道路治水課 ほか】

- 「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進します。
- 公共施設の屋上緑化に努めます。
- 民有地の樹木保存を啓発します。
- 緑の創出に関する取り組みとして、公園・街路樹の整備を推進します。

写真掲載予定

## 基本方針（8） ごみを減らそう

### 【施策の考え方】

- ❖ 大量生産・大量消費社会は、ものが豊かになる一方、大量のごみが発生します。
- ❖ ごみを焼却すると、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生し、地球温暖化が進みます。
- ❖ ごみ問題を重要なものと認識し、ごみの減量化・資源化を強く推進しています。
- ❖ 平成22年度のごみの排出量は29,740tで、年々減少傾向にあり、取り組み推進の効果が確認されています。
- ❖ 本市の平成22年度の1人1日あたりのごみの量は772gとなり、県内40ある市の中で最もごみの減量化が進んでいます。
- ❖ ごみ減量の取り組みを継続するとともに、資源の有効活用を進め、市全体が一体となった取り組みが求められます。

### 【施策の方向】

- ごみの発生を抑制し、4Rを推進することで、循環型社会の構築を目指します。

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 4Rの推進

- Refuse（リフューズ）：ごみになる不要なものは、買いません、断ります。
- Reduce（リデュース）：ものを大切に使い、ごみを減らします。
- Reuse（リユース）：使えるものは、繰り返し使います。
- Recycle（リサイクル）：資源を繰り返し利用します。
- 「富士見市一般廃棄物処理基本計画」を推進します。

#### ② 生ごみの水切り・堆肥化の推進

- 生ごみを堆肥化し、花壇や家庭菜園などへの利用を推進します。
- 水切りによる一層の生ごみの減量化を図ります。
- 公共施設から排出される生ごみの堆肥化事業を継続します。
- 家庭・事業所から排出される生ごみの水切りや堆肥化を啓発します。
- 家庭・事業所から排出された生ごみを有効利用して地元農産物を生産し、食卓や地域の給食に取り入れるような地域循環の仕組みづくりを検討します。

### ③ エコライフの推進

- 環境にやさしい消費者「グリーンコンシューマー」<sup>※34)</sup>を心がけるとともに、その育成を推進します。
- 市民はリターナブル容器<sup>※35)</sup>の購入を、事業者はその導入を働きかけます。
- まだ使えて不要になったものはバザーやフリーマーケットなどに出品します。
- 環境保全に取り組むエコ商店・エコ商店街の啓発を推進します。
- 集団資源回収や定期資源回収の取り組みに積極的に協力します。
- リサイクルプラザ「利彩館」の充実を働きかけ、利用者の拡充を図ります。
- グリーン購入を推進します。
- 買い物時のマイバッグの利用を促進します。
- 過剰包装の削減を促進します。

#### 【各担い手の実践行動】

市 民

- 4Rの推進に取り組みます。
- 生ごみの水切り・堆肥化を積極的に取り入れます。
- ライフスタイルを見直し、グリーンコンシューマーを目指します。

事 業 者

- 4Rの推進に取り組みます。
- 事業所から排出される生ごみの水切り・堆肥化など、ごみの資源化に努めます。
- 市民や行政が行う地球温暖化対策の取り組みに協力・支援します。

行 政

【環境課・総務課・管財課 ほか】

- 「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進します。
- 「富士見市一般廃棄物処理基本計画」を推進します。
- 市民・事業者に対し、4Rの取り組みに関する啓発を図ります。
- 家庭ごみの分け方・出し方の周知方法について検討します。

<sup>※34)</sup> グリーンコンシューマー：「緑」（グリーン）の「消費者」（コンシューマー）の意味で、買い物をするときに再生品の購入、マイバッグの利用、不必要的買い物はしないなどの環境に配慮した取り組みを行う消費者をいいます。

<sup>※35)</sup> リターナブル容器：容器を捨てずに、販売店などを通じて回収し、製造メーカーが洗浄して再び使用できるようにする容器をいいます。

写真等掲載予定

## 基本方針（9） 環境にやさしいまちづくりを進めよう

### 【施策の考え方】

- ❖ 本市の温室効果ガス排出量のうち、約44%が自動車からの排出によるものです（平成22年度）。
- ❖ 自動車利用から徒歩・自転車・公共交通機関への転換が求められています。

### 【施策の方向】

- 環境に配慮した自動車の購入や運転を推進し、省エネルギーに努めるとともに、温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関や、温室効果ガスを全く排出しない自転車・徒歩での移動を推進します。

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 環境配慮型自動車・運転の推進

- 公用車の低公害車導入を推進します。
- 自動車・建設機械等の更新時には、低公害型、低燃費型を導入します。
- アイドリングストップや加減速の少ない運転など、エコドライブを奨励します。

#### ② スマートムーブ<sup>※36)</sup>の推進

- 自動車の利用を避け、徒歩・自転車・公共交通機関への転換を呼びかけます。
- 旅行や出張など、長距離移動時の交通手段の工夫を啓発します。
- 交通弱者に配慮したインフラ整備を推進します。
- バス事業者と協力して、ニーズに対応したバス運行体制を検討します。

写真掲載予定

<sup>※36)</sup> スマートムーブ：地球温暖化防止や、健康で快適な日常生活を送るために、自動車から徒歩・自転車などへの「移動方法」や、ガソリン車からハイブリッドカーなどへの「利用形態」を見直す取り組みをいいます。

【各担い手の実践行動】

市 民

- 自動車の利用を避け、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を心がけます。
- 自動車を購入する際は、低燃費型、低公害型の購入を心がけます。

事 業 者

- 自動車の利用を避け、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を心がけます。
- 自動車を購入する際は、低燃費車、低公害車の購入を心がけます。
- 渋滞などの交通障害を低減する取り組みに協力します。

行 政

【環境課・まちづくり推進課・道路治水課・交通・管理課・総務課・管財課】

- 「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進します。
- 低燃費車・低公害車の積極的な導入を図ります。
- 交通障害緩和・環境配慮のための道路整備に努めます。
- 市内循環バスの利便性を高める検討を行います。

## 基本目標4：みんなで学び、行動するまちを目指します

環境の保全・創造に関する取り組みでは、単独で解消できる活動には限りがあります。市民・事業者・行政が一体となって環境の保全・創造に向けた活動に取り組むことが、わたしたちが将来にわたって住みよいまちを持続していくことにつながります。

### 基本方針（10） みんなで力を合わせて行動しよう

#### 【施策の考え方】

- ❖ 環境保全活動は単独で取り組むよりも、団体で実践していくほうが効率的であり、情報交換やコミュニケーションの活性化につながります。
- ❖ 将来にわたって住みよい環境にするために、わたしたち一人ひとりの自主的な活動が不可欠であることを自覚することが大切です。
- ❖ これまで行政が主体となって取り組んできた環境保全活動のうち、市民や事業者自らが主体となってできる取り組みは、自分たちで自主的に取り組むことが望まれます。
- ❖ 環境美化の取り組みとして「富士見クリーンアップ運動」を促進しています。平成22年度は、74回の活動でのべ50団体（のべ6,389人）の参加があり、地域ボランティア団体の活動回数、参加人数ともに年々増加傾向にあります。
- ❖ 各主体が連携を図りながら、自分たちの役割に応じた取り組みを実践していくことが求められています。

#### 【施策の方向】

- 環境保全活動への市民・事業者の積極的な参加、自主的な取り組みを進めます。
- 富士見市環境施策推進市民会議を通じた各主体の情報交換を図り、地域交流を推進します。

#### 【施策の方針と取り組み内容】

##### ① 環境保全活動の活性化

- 富士見クリーンアップ運動の啓発、活動の拡充を推進します。
- 水辺環境の保全活動の拡充を推進します。
- 商店街・公園・道路の維持管理活動の拡充を推進します。

## 第4章 施策の展開

### ② 市民・事業者参加の普及・啓発

- 市民・事業者参加型の環境調査を検討します。
- 富士見市環境施策推進市民会議のネットワークを活用した環境施策の取り組みを図ります。
- 市民・事業者参加型の環境保全活動について、広報やホームページで広く呼びかけます。
- 事業者は環境ビジネスの導入を検討し、地域交流を図ります。

### ③ 地域連携の推進と情報交換

- 地域交流の場づくりを進めます。
- 富士見市環境施策推進市民会議を中心としたネットワークの強化を進めます。
- 国・県・近隣地方公共団体との連携を強化し、情報交換を推進します。
- 市民ボランティア団体による活動状況を公開し、活動への参加・協力を啓発します。
- 富士見市環境施策推進市民会議を通じた各主体の交流の場づくりを進め、情報交換を強化します。

#### 【各担い手の実践行動】

市 民

- 環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全活動を主体的に行い、参加を広く呼びかけます。
- 公表される最新の環境情報を取得し、環境への関心と理解を深めます。
- 富士見市環境施策推進市民会議の実施する取り組みに協力します。

事 業 者

- 従業員とともに環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全活動を主体的に行い、市民参加を呼びかけます。
- 市民や市民団体が取り組む環境保全活動を支援します。
- エコアクション21などの環境配慮を盛り込んだ事業を検討するとともに、環境保全の取り組み状況を公表します。

行政

【環境課・生涯学習課】

- 環境保全活動の拡充を図ります。
- 環境保全活動を主体的に取り組む個人・団体を支援します。
- 富士見市環境施策推進市民会議の運営・活動を支援します。
- 国・県・近隣地方公共団体との連携を強化し、最新の情報を収集し、市民・事業者に情報発信します。

写真掲載予定

## 基本方針（11） 環境について学ぼう・話し合おう

### 【施策の考え方】

- ❖ 自主的な環境の保全・創造に関する活動に取り組むため、環境問題に関心を持ち、正しい知識を修得することが必要です。
- ❖ 各主体や関連団体、国・県・近隣地方公共団体との交流を持ち、環境に関する最新の情報を収集することが望まれます。
- ❖ 環境に関する出前講座を開催しており、平成22年度には8回実施しています。
- ❖ 富士見市環境施策推進市民会議の共催により、年1回環境に関するテーマを題材とした講演会（環境講座）を開催しています。
- ❖ 富士見市市民人材バンク制度では、登録者から利用者への指導・協力を実行していますが、環境に関する登録者数、利用者数がともに少ない状況です。
- ❖ 環境リーダーの育成を図るとともに、富士見市市民人材バンクへの環境に関する登録者、利用者を増やすための啓発が求められます。
- ❖ 家族で環境に関する話し合いをすることは、将来を担う子どもたちにとって、環境教育の一環として大切なことです。
- ❖ 子どもたちが環境保全活動に取り組むことで、保護者や家族で環境保全活動に取り組むきっかけづくりになります。

### 【施策の方向】

- より実効性の高い環境保全活動に取り組むため、環境リーダーの育成を図ります。
- 自然環境の大切さを啓発し、環境保全活動のきっかけづくりのため、環境教育の場の整備を進めます。

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 環境リーダー育成の整備

- 環境講座、環境に関する出前講座を継続し、環境への関心と正しい理解の啓発を図ります。
- 富士見市市民人材バンクへの環境に関する登録者増加のための啓発を推進します。
- 学校で行う環境講座では、保護者とともに行う実習活動を取り入れ、将来を担う環境リーダーの育成を図ります。

#### ② 環境教育の場の整備

- 環境講座、環境に関する出前講座の拡充を検討します。

- 自然資源を活かした自然観察会や体験学習の実施を検討します。
- 富士見市市民人材バンクの利用を推進するため、制度の周知を図ります。
- 事業者と保護者が連携した、子どもたちへの環境学習の開催を検討します。
- 環境に関する図書館資料等の収集提供に努めます。

【各担い手の実践行動】

市 民

- 環境問題について、家族で話し合います。
- 環境に関する講座やイベントに積極的に参加します。
- 富士見市市民人材バンクへの登録と活用に努めます。
- 市の実施する環境リーダー育成の取り組みに、積極的に参加・協力します。

事 業 者

- 環境教育を行える制度の導入を検討します。
- 環境に関する講座やイベントに積極的に参加・協力・支援します。
- 富士見市市民人材バンクへの登録に努めます。
- 市の実施する環境リーダー育成の取り組みに、積極的に協力・支援します。

行 政

【環境課・生涯学習課・学校教育課・公民館・図書館】

- 環境に関する講座やイベントの開催を支援します。
- 環境リーダー育成の取り組みに努めます。
- 自然資源を活かした自然観察会や体験学習の実施を検討します。
- 市民参加型の環境調査の開催を支援します。
- 学校での環境教育を推進します。
- 富士見ふるさと祭りでの環境教育の充実を図ります。
- 環境に関する図書館資料の充実に努めます。

写真掲載予定

## 基本方針（12） みんなで計画を実行し、評価しよう

### 【施策の考え方】

- ❖ 富士見市環境施策推進市民会議を市民・事業者・行政の中心的組織として、情報交換や本計画の取り組みが行われています。
- ❖ 本計画における施策の推進状況を年次報告書「富士見市の環境」として公表しています。
- ❖ 市民・事業者・行政が一体となった本計画の推進が、望ましい環境像の実現につながります。
- ❖ 計画の推進状況を相互に評価し、適宜見直しを図ることが望されます。

### 【施策の方向】

- 施策や取り組み内容を評価しやすくするため、可能な限り目標の設定を検討します。
- 富士見市環境施策推進市民会議を中心とした各主体の連携を推進します。

### 【施策の方針と取り組み内容】

#### ① 具体的な目標の設定

- 実行計画として、可能な限り環境指標とそれに基づく数値目標の検討を行います。
- 目標達成の状況を評価し、その結果を公表します。

#### ② 市民・事業者・行政連携の推進

- 市民・事業者・行政の環境に関する保全・創造の活動をお互いに支援します。
- 市民・事業者・行政の取り組み内容をお互いに点検・評価し、取り組みの継続・改善につなげます。

### 【各担い手の実践行動】

市 民

- 公表される本計画の進捗状況を確認・評価し、活動につなげます。
- 事業者・行政に対して情報提供を行います。

事業者

- 公表される本計画の進捗状況を確認・評価し、活動につなげます。
- 取り組んでいる環境保全活動の状況を公表します。
- 市民・行政に対して情報提供を行います。

行政

【環境課】

- 市民・事業者からの情報提供を施策の運営に反映させます。
- 市民・事業者の環境についての意識調査の結果を、本計画の取り組みに反映させます。
- 年次報告書「富士見市の環境」を作成し、公表します。
- 実行計画としての環境指標・数値目標の設定を検討します。

## 富士見市の環境



平成22年度環境問題啓発ポスター 最優秀作品 小川知穂さん

### 平成23年版

(平成22年度実績)



「富士見市の環境 平成23年版」

## 第5章 富士見市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) ～みんなで取り組むストップ温暖化～

### 1. 計画の目的

地球規模で問題となっている地球温暖化は、わたしたちの日常生活での取り組み次第で低減できる身近な問題でもあります。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)では、2100年の平均気温は、 $1.8^{\circ}\text{C} \sim 4.0^{\circ}\text{C}$ 上昇すると発表しています。

これまでも、ゲリラ豪雨や台風規模の大型化などの異常気象、海面の上昇、熱帯生物の北上などが、地球温暖化による影響と考えられています。

こうした問題は、とりわけ食料自給率の低い日本の食生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

わたしたち一人ひとりが地球温暖化に対する深い関心を持ち、正しく理解し、地球温暖化防止に向けた取り組みの実践が求められます。

温室効果ガス排出量の目標値を掲げ、市民・事業者・行政が一体となって、目標達成のために実効性のある取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～みんなで取り組むストップ温暖化～（以下、単に「区域施策編」と呼びます。」を策定します。

なお、「区域施策編」は、本計画の地球温暖化対策分野における実行計画とし、各担い手が実行すべき具体的な取り組みを盛り込んでいます。

### ～地球温暖化対策実行計画 事務事業編と区域施策編～

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する地球温暖化対策実行計画には、事務事業編と区域施策編の2種類があります。

事務事業編は、行政活動の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための施策について計画を策定するもので、すべての地方公共団体に策定が義務付けられています。

区域施策編は、その区域から排出される温室効果ガスを削減するための施策や取り組みについて計画を策定するもので、都道府県や政令指定都市等において策定が義務付けられています。

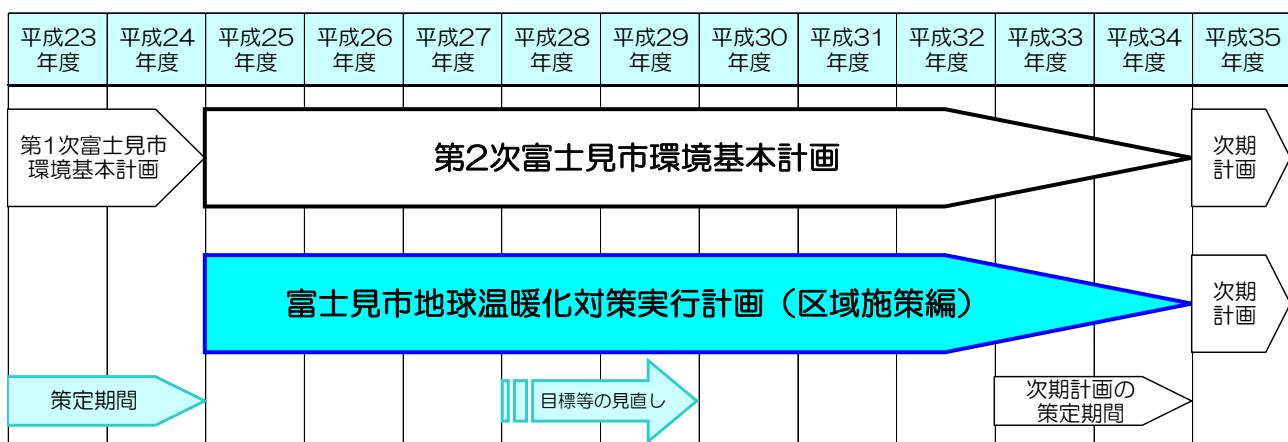
富士見市において区域施策編の策定は努力義務とされていますが、本計画策定にあたり、より実践的な取り組みを推進する必要性が求められていることから、第5章として「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～みんなで取り組むストップ温暖化～」を策定するものです。

## 2. 計画の期間

計画の期間は「第2次富士見市環境基本計画」と同様に、平成25年4月（平成25年度）から平成35年3月（平成34年度）までの10年間とします。

中間年の平成29年度（2017年度）で短期目標を設定し、その目標の達成状況と評価を行い、見直します。

なお、現在、東日本大震災の影響により、国の中長期的なエネルギー政策や温暖化対策の抜本的な見直しが進められています。国等における具体的な対策・施策が明らかになった場合には、必要に応じて削減目標の見直しを検討します。



### 3. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」、「ハイドロフルオロカーボン類」、「パーフルオロカーボン類」、「六フッ化硫黄」の6種類とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数 (GWP) <small>※37)</small>	主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電）など
メタン (CH <sub>4</sub> )	21	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310	化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	140 ～11,700	代替フロン等の製造時の漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの放出 など
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500 ～9,200	半導体製造時における漏えい など
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23,900	半導体製造や電気の絶縁体 など

### 4. 温室効果ガス排出量の分類

温室効果ガス排出量は、その算定にあたり、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>とそれ以外に大きく分かれます。エネルギー起源 CO<sub>2</sub>とは、石炭や石油などの化石燃料を燃焼してつくられたエネルギーを利用・消費することで排出される二酸化炭素のことで、全温室効果ガス排出量の9割程度を占めます。

※37) 地球温暖化係数 (GWP)：二酸化炭素を基準（「1」）としたときに、他の温室効果ガスが地球温暖化に寄与する割合を示した係数です。表で示した数値は、温室効果の持続期間を100年間とした場合のものを表しています。

### 富士見市の温室効果ガスの分類

項目	部門・分野	細部門	概要
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> による排出			
産業部門	製造業		第二次産業における排出
	建設業・鉱業		
	農業		第一次産業における排出
民生家庭部門			一般家庭からの排出
民生業務部門			第三次産業における排出
運輸部門	自動車		自動車の走行による排出
	鉄道		鉄道の運営による排出
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外による排出			
工業プロセス分野	自動車の走行		自動車の走行による排出（メタン、一酸化二窒素）
廃棄物分野	廃棄物の燃焼		廃棄物の燃焼による排出（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）
	排水処理		排水処理による排出（メタン、一酸化二窒素）
農業分野	水田		水田からの排出（メタン）
	家畜の飼養		家畜の飼育による排出（メタン）
	家畜の排せつ物		家畜の排せつ物の管理による排出（メタン、一酸化二窒素）
	農業廃棄物の焼却		農業廃棄物の焼却による排出（メタン、一酸化二窒素）
代替フロン	肥料		肥料の使用による排出（一酸化二窒素）
	—		家庭用冷蔵庫の触媒による排出（HFC134a）
	—		カーエアコンによる排出（HFC134a）

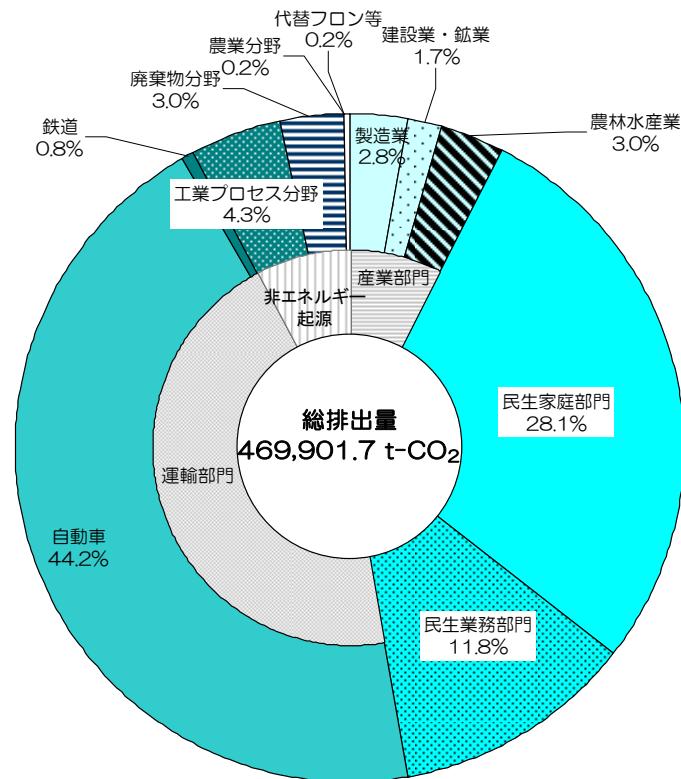
### 5. 温室効果ガスの現況推計

本市全域を対象とした温室効果ガス排出量の推計値は、2010 年度（平成 22 年度）で 469,902 t-CO<sub>2</sub>となりました。

排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素で、その多くは民生部門と運輸部門が占めています。

富士見市の温室効果ガス排出量の内訳（平成 22 年度）

項目	部門・分野	細部門	2010(平成 22) 年度	
			排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
<b>エネルギー起源 CO<sub>2</sub>による排出</b>				
産業部門	製造業	13,160	2.8	
	建設業・鉱業	7,872	1.7	
	農業	14,035	3.0	
民生家庭部門		132,155	28.1	
民生業務部門		55,232	11.8	
運輸部門	自動車	207,770	44.2	
	鉄道	3,683	0.8	
<b>エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外による排出</b>				
工業プロセス分野	自動車の走行	20,028	4.3	
廃棄物分野	廃棄物の焼却	12,939		3.0
	排水処理	1,137		
農業分野	水田	904		0.2
	家畜の飼養	0		
	家畜の排せつ物	0		
	農業廃棄物の焼却	12		
	肥料	79		
代替フロン	家庭用冷蔵庫	26		0.2
	カーエアコン	869		
<b>合 計</b>		<b>469,902</b>	<b>100.0</b>	



## 6. 温室効果ガスの削減目標

### (1) 削減ポテンシャルの推計

温室効果ガスの削減目標を設定するにあたり、削減ポテンシャルの推計を行いました。削減ポテンシャルとは、本市の持つ潜在的な削減可能エネルギーを推計するもので、省エネルギー、次世代自動車、再生可能エネルギーなどの利活用が最大限導入された場合を想定して算出します。

なお、推計値は、現状における直近の統計データを使って算出しました。  
本市の削減ポテンシャルを算出した結果、123,850t-CO<sub>2</sub>となり、2010年度の温室効果ガス排出量469,902t-CO<sub>2</sub>に対し、約26%の削減効果と推計されます。

本市の削減ポテンシャル

区分	対策		ポテンシャル効果	概要
再生可能エネルギー	太陽光発電	総発電量	107,127,072kWh (40,708t-CO <sub>2</sub> )	家庭、企業・工場に設置された太陽光発電による電力供給
	太陽熱	削減効果	8,642t-CO <sub>2</sub>	戸建て住宅に設置された太陽熱温水器による削減効果
	バイオマスディーゼル	削減効果	65t-CO <sub>2</sub>	富士見市市内循環バス（ふれあい号）の軽油からバイオマスディーゼルへの転換による削減効果
市民・事業者	トップランナー機器（家電）	省エネ効果	23,783,558kWh (9,038t-CO <sub>2</sub> )	トップランナー基準に適合した家電製品に置き換わることによる省エネ効果
	待機時消費電力	省エネ効果	8,152,740kWh (3,098t-CO <sub>2</sub> )	家庭の待機電力がゼロになったことによる省エネ効果
	住宅の断熱化	省エネ効果	6,736,124kWh (2,560t-CO <sub>2</sub> )	住宅の断熱を次世代省エネルギー基準に適合させたことによる省エネ効果
	ESCO事業 <sup>※38)</sup> の導入	削減効果	9,029t-CO <sub>2</sub>	工場・事業所のESCO事業導入による削減効果
	低燃費・低公害車	削減効果	39,535t-CO <sub>2</sub>	自動車の3割をクリーンエネルギー自動車、残りをトップランナー基準適合自動車に転換することによる削減効果
廃棄物	発生抑制・熱回収	削減効果	11,175t-CO <sub>2</sub>	ごみの発生抑制と廃棄物焼却に伴う熱回収による削減効果
合 計		123,850 t-CO <sub>2</sub>		—

※電力は平成22年度における東京電力の排出係数(0.00038t-CO<sub>2</sub>/kWh)を採用しています。

<sup>※38)</sup> ESCO事業：Energy Service Companyの略で、事業所に対し、省エネルギーのサービスを提供する事業です。省エネルギーに関する診断をはじめ、省エネルギー導入のための設計や工事を行い、エネルギー削減効果の対価を得る新たなビジネス形態として注目されつつあります。

## (2) 削減目標の設定

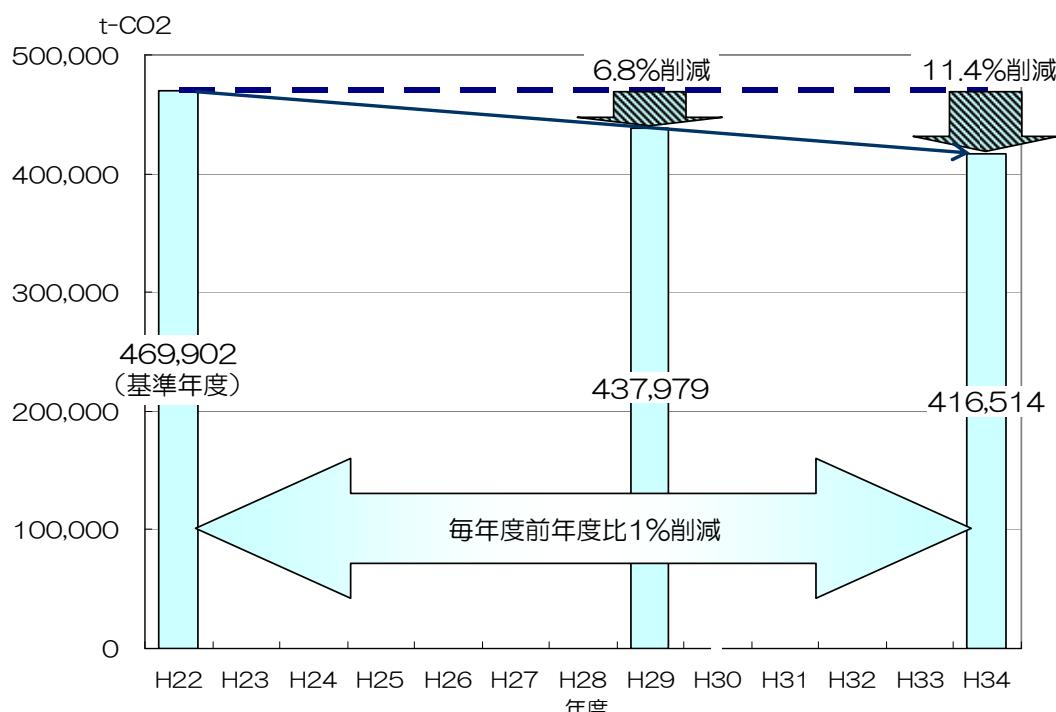
平成 22 年度における温室効果ガスは、市民 1 人あたりに換算すると、年間約 4.45 t-CO<sub>2</sub>（1 人 1 日あたり約 12.2kg-CO<sub>2</sub>）を排出しています。

各担当手が役割に応じて実行可能な取り組みを行い、削減量の積み上げを行うとともに、推計した削減ポテンシャルを踏まえ、「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と整合を図り、前年度比で毎年度 1%の温室効果ガス削減に努め、中間年度（2017（平成 29）年度）における目標を 2010（平成 22）年度（基準年度）比で 6.8%の削減、最終的に 2022（平成 34）年度における目標を基準年度比で 11.4%の削減を目指します。

将来における本市の人口を約 107,000 人すると、削減目標を達成するには、1 人あたり年間約 51.4kg-CO<sub>2</sub>（1 人 1 日あたり約 141g-CO<sub>2</sub>）の削減を積み上げる必要があります。

目標値の設定

目標	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)
基準年度 2010 年（平成 22 年度）	469,902	—
2011～2017 年度	前年度比 1% の削減	
中間年度 2017 年（平成 29 年度）	437,979	基準年度比 6.8%
2018～2022 年度	前年度比 1% の削減	
削減目標 2022 年（平成 34 年度）	416,514	基準年度比 11.4%



## 7. 温室効果ガス削減に向けた取り組み

### （1）取り組みの方針

本計画の「第4章 施策の展開」に基づき、地球温暖化防止に向けた施策を推進します。なお、取り組みの方針において、以下の事項に留意します。

民生部門、運輸部門からの温室効果ガス排出量が多いことが本市の特徴であることから、家庭及び第3次産業における省エネルギー活動の促進、再生可能エネルギー導入の促進など、効果的な取り組みを積極的に進めます。

#### A) 産業部門

##### i) 製造業

製造業における温室効果ガス排出量は、電力の使用が約70%を占めています。省エネルギー、節電に努めるとともに、太陽光発電システムを導入し、使用電力量を減らすことが効果的と考えられます。

##### ii) 建設業・鉱業

建設業・鉱業における温室効果ガス排出量は、電力と軽油の使用によるものが約80%を占めています。軽油は建設機械などの使用によるものが考えられます。低燃費型建設機械の使用に努めるとともに、事務所などでは太陽光発電システムを導入し、電力削減を目指すことが効果的と考えられます。

##### iii) 農業

農業における温室効果ガス排出量は、A重油の使用が約30%を占めています。A重油は、主にビニールハウスの暖房用ボイラーで使われていることが考えられます。低燃費型ボイラーやバイオマスを活用したボイラーを導入することにより、排出削減効果が期待されます。

#### B) 民生家庭部門<sup>※39)</sup>

民生家庭部門における温室効果ガス排出量は、電力の使用が約70%を占めています。太陽光発電システムの積極的な導入が削減効果を高めると考えられます。

※39) 民生家庭部門：一般家庭の家庭生活の中で、自家用自動車等の運輸部門を除く、直接エネルギーが消費される活動から排出される温室効果ガス排出量を計上する部門です。

C) 民生業務部門<sup>※40)</sup>

民生業務部門における温室効果ガス排出量は、電力の使用が約60%を占めています。太陽光発電システムの積極的な導入とともに、ESCO事業（p. 71 ※38）参照の導入が削減効果を高めると考えられます。

また、照明を蛍光灯からLED照明機器に転換することでも効果があると考えられます。

D) 運輸部門

自動車からの温室効果ガス排出を削減するには、燃料の使用を抑える取り組みが最も効果的と考えられます。

- ❖エコドライブ（自動車運転時のアイドリングストップや加減速の少ない運転など）
- ❖低燃費車・低公害車の購入
- ❖自動車利用からの転換（徒歩・自転車・公共交通機関の利用）

(2) 各担い手に求められる取り組み

地球温暖化の防止に向けて、各担い手が役割に応じた取り組みが求められます。

「第4章 施策の展開」で推進する取り組みを掲載しましたが、ここでは、より実効性の高い取り組みを掲載します。

A) 市民に求められる取り組み

家庭生活の中では、主に電気、ガス、灯油、自動車燃料の使用によって温室効果ガスが排出されます。わたしたちの日常生活が、地球温暖化と密接に関わっていることを認識し、ライフスタイルの見直しが求められています。

---

<sup>※40)</sup> 民生業務部門：企業の事務所・ビル、ホテルや百貨店などのサービス業の中で、自動車等の運輸部門を除く活動から排出される温室効果ガス排出量を計上する部門です。

◆ 居間、居室（リビング）における取り組み

冷暖房の使用

- ・冷暖房の使用は必要最低限とします。
- ・設定温度は、冷房 28°C以上、暖房 20°C以下にします。
- ・エアコンの購入の際は、部屋の広さや用途に適した仕様のものを選びます。
- ・エアコンのフィルターはこまめに掃除します。
- ・カーテンやブラインド、すだれなどを利用し、冷暖房の効率を上げます。
- ・こたつは保温対策を行い、こまめに温度調節します。

照明機器の使用

- ・使用しない部屋は消灯します。
- ・省エネタイプや LED の照明に取り替えます。

その他の家電製品

- ・テレビの使用を控えるとともに、省エネモードに設定します。
- ・掃除機は、フィルターをこまめに掃除します。
- ・使用しない家電製品は、待機消費電力をなくすため、プラグを抜きます。

《 例えは・・・ 》

冷房の温度を1°C高く、暖房の温度を1°C低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。

年間約33kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約1,800円の節約



待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い換えの際には待機電力の少ない物を選ぶようにしましょう。

年間約60kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約3,400円の節約



資料：チャレンジ 25 キャンペーン HP（環境省）

身近な地球温暖化対策家庭ができる 10 の取り組み

◆台所（キッチン）における取り組み

冷蔵庫の使用

- ・季節に合わせ、庫内の設定温度を調節します。
- ・庫内は、適度な空間を作り、冷房効率を向上させます。
- ・扉の開閉回数を最小限に抑え、開放時間を短くします。
- ・冷蔵庫の背部は適切な空間を確保して設置します。

調理器具の使用

- ・コンロの炎が鍋底からはみ出さないように火力を調節します。
- ・ごはんは保温せずに、その都度炊きます。
- ・煮物などは、保温調理器を活用し、エネルギー消費を抑えます。

洗い物

- ・給湯器の使用をできるだけ抑え、使用する際は設定温度を低くします。
- ・汚れのひどい食器は、紙や布などで拭き取りをしてから洗います。
- ・すすぐとき以外は水を出しっぱなしにしません。

その他

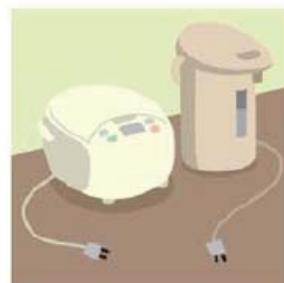
- ・家電製品は長時間の保温を控え、こまめにプラグを抜きます。

《 例えは・・・ 》

ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温めなおす方が電力の消費は少なくなります。

年間約34kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約1,900円の節約



資料：チャレンジ25 キャンペーンHP（環境省）  
身近な地球温暖化対策家庭ができる10の取り組み

◆ おふろ、トイレにおける取り組み

おふろの使用

- ・ お湯や水は出しっぱなしにしません。
- ・ 節水こまなどの節水器具を使用します。
- ・ おふろは冷めないうちに続けて入浴し、追い炊きを控えます。
- ・ 太陽熱温水器を利用します。

トイレの使用

- ・ 温水洗浄便座の暖房・温水設定を控え、プラグを抜きます。
- ・ 使用後は便器のふたを必ず閉めます。
- ・ 節水こまなどの節水器具を使用します。
- ・ トイレットペーパーは、必要以上の使用を控え、再生紙を使用したものを作ります。
- ・ 節水型便器を購入・使用します。

洗濯機

- ・ まとめ洗いで洗濯回数を減らします。
- ・ 風呂の残り湯を使います。

その他

- ・ 洗顔や歯磨きは、洗面器やコップを使い、水を出しっぱなしにしません。

《 例えれば・・・ 》

風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりのほか、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。



年間約7kgのCO2の削減、  
年間で約4,200円の節約

資料：チャレンジ25 キャンペーンHP（環境省）

身近な地球温暖化対策家庭ができる10の取り組み

◆ 日常における取り組み

ごみの削減

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・ごみを減らします。
- ・食べ物は残しません。
- ・生ごみはしっかりと水切りをして減量します。
- ・生ごみは堆肥化して、植栽や菜園に活用します。

その他

- ・夏は薄着、冬は厚着を心がけ、冷暖房の使用を控えます。
- ・壁面緑化や生け垣、敷地内の緑化を進めます。
- ・打ち水やよしずを活用し、夏の暑さ対策を行います。
- ・家族が同じ部屋で過ごすようにします。
- ・集団資源回収や定期資源回収に積極的に取り組みます。

《 例えば . . . 》

家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごすと、暖房も  
照明も余計に必要になります。



年間約238kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約10,400円の節約

資料：チャレンジ25 キャンペーンHP（環境省）  
身近な地球温暖化対策家庭ができる10の取り組み

◆ 買い物における取り組み

買い物

- ・エコマーク商品や再生品など、環境に配慮した商品を購入します。
- ・包装の少ない商品を選びます。
- ・マイバッグ、買い物かごを使用し、レジ袋は使いません。
- ・詰め替えの商品を購入します。
- ・必要以上の買い物をしません。
- ・食材・食料品はフードマイレージ<sup>※41)</sup>を意識し、地元農産物を優先的に購入します。

《 例えば・・・ 》

買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレー・ラップは家に帰れば、すぐごみになります。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。



年間約58kgのCO<sub>2</sub>の削減

資料：チャレンジ25 キャンペーンHP（環境省）  
身近な地球温暖化対策家庭ができる10の取り組み

※41) フードマイレージ：食べものが生産地から食卓まで運ばれてきた距離をいいます。なるべく近くで生産された食料を消費することで、輸送に必要なエネルギーや、排出される二酸化炭素を軽減しようという「食育」や「地産地消」の取り組みの1つとして使われています。

◆外出するときの取り組み

自動車利用の抑制

- ・通勤、買い物は自動車利用を控え、徒歩・自転車・公共交通機関を利用します。
- ・旅行などの長距離移動は、交通手段の工夫をします。

エコドライブの実践

- ・やさしい発進を心がけます。
- ・車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めます。
- ・エンジンブレーキを積極的に使います。
- ・車内を冷やしすぎないようにします。
- ・無用なアイドリングはしません。
- ・エンジンをかけたらすぐに出発します。
- ・出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックします。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施します。
- ・不要な荷物は積まないようにします。
- ・違法駐車はしません。

※（「エコドライブ 10 のすすめ」（エコドライブ普及連絡会）から引用）

《 例えは・・・ 》

週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。



年間約184kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約9,200円の節約

資料：チャレンジ 25 キャンペーン HP（環境省）  
身近な地球温暖化対策家庭ができる 10 の取り組み

◆住宅における取り組み

住宅の省エネルギー性能の向上

- ・二重サッシなどの冷暖房効果の高いものを導入します。
- ・建物改修の際は、高断熱化・高気密化を行います。

再生可能エネルギーなどの導入

- ・太陽光発電システムや太陽熱温水器システムなどの自然エネルギーを導入します。
- ・ヒートポンプ<sup>※42)</sup>などの省エネルギー機器を導入します。
- ・ホームエネルギー・マネジメントシステム（HEMS）<sup>※43)</sup>を導入し、省エネルギーの「見える化」を進めます。

写真掲載予定

※42) ヒートポンプ：空気や水などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーを利用する省エネルギー技術です。エアコンや冷蔵庫などに利用されています。

※43) HEMS：住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を、IT技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御する技術です。家庭でのエネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えることができます。

## B) 事業所に求められる取り組み

事業所では、経済活動の様々な場面で温室効果ガスが排出されています。事業活動の中で環境配慮型の社会経済システムの構築が求められています。

### ◆ オフィスや店舗等における取り組み

#### 冷暖房の使用

- ・冷暖房の使用は必要最低限とします。
- ・設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下にします。
- ・軽装（クールビズ）や厚着（ウォームビズ）を進めます。
- ・扇風機を利用して、室内の空気循環に努めます。
- ・カーテンやブラインドを使用し、冷暖房効率を向上させます

#### OA 機器・事務用品の使用

- ・OA 機器は、こまめに電源を切れます。
- ・パソコンやコピー機は省エネモードに設定します。
- ・環境ラベルの添付された事務用品や再生品を購入します。

#### 照明機器の使用

- ・使用しない部屋は消灯します。
- ・省エネタイプや LED の照明に取り替えます。
- ・自然光を取り入れ、照明の使用を控えます。
- ・定期的な清掃と維持管理に努めます。
- ・照明設置の見直しを行い、過剰な照明機器は削減します。

#### ごみの削減

- ・古紙やシュレッダーごみのリサイクルを行います。
- ・両面印刷や縮小印刷に努め、紙の使用を抑制します。
- ・包装の少ない商品や再生利用が可能な包装材が使用されている商品を優先的に購入します。
- ・使い捨て製品の使用を控えます。
- ・裏紙や封筒のリユースに努めます。
- ・食事は割り箸を使わず、マイ箸を使います。

#### その他

- ・給湯器の使用を抑え、使用する際は設定温度を低くします。
- ・自動販売機の設置数や利用時間の縮減を図ります。

◆ 施設・設備、建物に関する取り組み

施設・設備の省エネルギー

- ・施設・設備における動力、熱、照明などの見直しを進め、エネルギー消費を抑えます。
- ・設備の適切な整備・管理を行い、エネルギー効率の向上を図ります。
- ・省エネルギー効率の高いシステムの導入を図ります。
- ・廃熱利用を進めます。
- ・設備の断熱対策を行い、保温性向上や熱効率向上を図ります。
- ・機器や器材の適切な維持管理を進め、長く使えるように努めます。

建物の省エネルギー

- ・室内環境やエネルギーの使用状況を把握します。
- ・太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、自然エネルギーの導入を図ります。
- ・雨水浸透施設、雨水利用設備の導入を図ります。
- ・建物を新築・改築する際は、断熱化、省エネルギー化を行います。
- ・ヒートポンプやコーポレーションシステム<sup>※44)</sup>の導入を図り、建物における熱利用の効率化を行います。
- ・ビルエネルギー管理システム（BEMS）<sup>※45)</sup>を導入し、省エネルギーの「見える化」を進めます。

写真掲載予定

※44) コージェネレーションシステム：電気を作るときに発生した熱（排熱）を暖房や給湯に利用する技術で、電力と熱の2つのエネルギーをムダなく利用できる省エネルギーシステムです。

※45) BEMS：ビルや事務所等に対するエネルギー管理システムで、原理は HEMS と同様で、近年注目されている地球温暖化対策や省エネルギーのための技術です。

◆ 自動車利用、移動するときの取り組み

自動車利用の抑制

- ・ 通勤、外出は自動車利用を控え、徒歩・自転車・公共交通機関を利用します。
- ・ 出張などの長距離移動は、交通手段の工夫をします。

エコドライブの実践

- ・ やさしい発進を心がけます。
- ・ 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めます。
- ・ エンジンブレーキを積極的に使います。
- ・ 車内を冷やしすぎないようにします。
- ・ 無用なアイドリングはしません。
- ・ エンジンをかけたらすぐに出発します。
- ・ 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックします。
- ・ タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施します。
- ・ 不要な荷物は積まないようにします。
- ・ 違法駐車はしません。

※（「エコドライブ10のすすめ」（エコドライブ普及連絡会）から引用）

輸配送の効率化

- ・ 営業、配送ルートを確認し、計画的な運行に努めます。
- ・ 適正な在庫管理を行います。
- ・ 帰り荷の利用促進を図ります。

◆ ものを購入するときの取り組み

自動車

- ・ 低燃費車・低公害車を購入します。
- ・ 用途に応じた必要最小限の仕様、車両数の運営に努めます。

OA機器

- ・ 消費電力の少ない機器を購入します。
- ・ 用途に応じた適正規模・仕様の機器を選択します。

事務用品

- ・ エコマーク商品や再生品など、グリーン購入を進めます。

◆ 環境に配慮した事業活動に向けた取り組み

省エネルギー推進の仕組みづくり

- ・省エネ診断などの手法を活用し、事業活動の省エネルギーを進めます。
- ・ライフサイクルアセスメント（LCA）<sup>※46)</sup>を実施し、環境負荷の影響評価を行います。
- ・ISO やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入し、それに基づく運用を進めます。
- ・環境報告書などを作成し、省エネ活動や環境に配慮した取り組み成果を公表します。
- ・従業員への環境教育を実施し、環境の保全・創造に向けた意識啓発を行います。
- ・地域で取り組む環境保全活動に積極的に参加・支援します。
- ・関連企業や顧客に環境保全や環境負荷低減を呼びかけます。
- ・リターナブル容器の使用や過剰包装の削減に努め、市民に環境配慮製品の購入を呼びかけます。

OA 機器

- ・消費電力の少ない機器を購入します。
- ・用途に応じた適正規模・仕様の機器を選択します。

事務用品

- ・エコマーク商品や再生品など、グリーン購入を進めます。

<sup>※46)</sup> LCA：製品を生産するための資源・資材の採取から製造、使用、廃棄、輸送など、全ての段階を通して、環境への影響を評価する手法のひとつです。

### C) 行政に求められる取り組み

行政は、本計画に定めた施策や主体的に行う取り組みなどを通して、市民や事業者の環境の保全・創造に関する活動を支援・促進しています。広域的な視点から国・県・近隣地方公共団体などと連携を図りながら、情報発信の中心的な組織として、実行計画の取り組みを進めることができます。

また、市では、平成19年3月に「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、見直しを行いながら、すべての行政活動における温室効果ガス排出の削減に取り組んでいます。

#### ◆ 市民・事業者の活動を支援・促進する取り組み

##### 低炭素に向けた活動の支援・促進

- ・ 広報やホームページなどによる情報提供を行い、意識の啓発を図ります。
- ・ 環境に関する講座やイベントの場の提供を行います。
- ・ 国・県が設置している制度への参加を呼びかけ、支援します。
- ・ 緑のカーテンなど、壁面・屋上緑化の普及を進めます。
- ・ エコドライブの取り組みを啓発します。
- ・ 自動車利用から徒歩・自転車・公共交通機関利用への転換を啓発します。
- ・ 省エネ機器・設備に関する情報提供を行い、その支援の検討を行います。
- ・ エコ商店・エコ商店街の啓発に取り組みます。

##### 循環型社会に向けた活動の支援・促進

- ・ 4Rを推進します。
- ・ レジ袋や過剰包装の削減を促進します。
- ・ 剪定枝のチップ化、生ごみの水切り・堆肥化を促進します。
- ・ 資源化率向上の方策を検討します。
- ・ 家庭ごみ有料化の研究を行います。
- ・ 清掃活動を行っている市民団体などを支援します。
- ・ リサイクルプラザ「利彩館」の充実を働きかけます。

## 8. 進行する地球温暖化への取り組み

これまでには、温室効果ガスの削減に向けた取り組みについて掲載してきましたが、そうした取り組みが行われても、ある程度の気温の上昇は避けられません。

ここでは、進行する地球温暖化による影響と、影響に対応するための取り組みの一部を紹介します。

### ■ 影響例

極端な少雨により、渇水が生じることが考えられます。

### ■ 取り組み例

- ・雨水、下水再生水、浸出水の有効活用
- ・農業用水の水道用水への転用などの研究・開発 など

### ■ 影響例

海水温度が上昇したり、気候区分が変化することで、暖かい地域に生息生育する動植物の分布域が北上し、本来その地域に棲む動植物に影響を及ぼすことが考えられます。

### ■ 取り組み例

- ・生態系のモニタリング体制の整備
- ・生態系保全のための研究 など

### ■ 影響例

猛暑日・熱帯夜の増加が考えられます。

### ■ 取り組み例

- ・不快感やストレス緩和のための緑化の促進 など

### ■ 影響例

豪雨の増加や台風の大型化により、浸水や土砂崩れ、都市河川の氾濫など、自然災害の増加が考えられます。

### ■ 取り組み例

- ・建物の強化
- ・インフラ整備の強化
- ・有効な土地利用の研究
- ・自主防災組織の強化 など

## 第5章 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ～みんなで取り組むストップ温暖化～

### ■ 影響例

熱中症や熱帯性感染症など、人への健康被害の増加が考えられます。

### ■ 取り組み例

- ・熱中症などに関する保健指導マニュアルの作成
- ・熱帯性感染症に対する媒介生物の防除、分布状況の調査 など

### ■ 影響例

対応策を推進するための専門的知識や技術の確保の必要性が考えられます。

### ■ 取り組み例

- ・専門的知識・技術を持った指導員の育成
- ・指導員への情報提供 など

写真掲載予定

## 第6章 計画の推進体制・進捗管理

本計画は、各担当手が連携を図りながら役割に応じた取り組みを推進します。進行管理については、「PDCA サイクル」の考え方に基づき、「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」が主体となり、計画の推進状況を年次報告書「富士見市の環境」としてとりまとめを行い、5年目に計画の見直しを行います。

### 1. 推進体制

計画の推進体制と主な取り組みは以下のとおりです。

#### (1) 市民・事業者

- ❖ 日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取り組みを自主的に実行します。
- ❖ 富士見市環境施策推進市民会議に参加・協力します。
- ❖ 市の実施する環境施策に積極的に参加・協力します。
- ❖ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。
- ❖ 市民団体同士の交流活動や、事業所間のネットワークを活用した情報交換を行います。

#### (2) 富士見市環境施策推進市民会議

- ❖ 市民・事業者・行政の協働による取り組みの中心的組織として、情報交換や本計画で定めた施策を推進します。
- ❖ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

#### (3) 行政（担当課）

- ❖ 率先して環境に配慮した取り組みを実行します。
- ❖ 市民・事業者に対し、積極的な情報提供を行います。
- ❖ 市民や事業者が、環境配慮活動に取り組むよう啓発します。
- ❖ 各担当手が協働した活動に取り組むための企画・調整を行います。

## 2. 進捗管理

計画の進捗管理における各組織の役割は以下のとおりです。

### (1) 富士見市環境施策推進市民会議

- ❖ 取り組み状況の点検・評価を行います。

### (2) 富士見市環境審議会

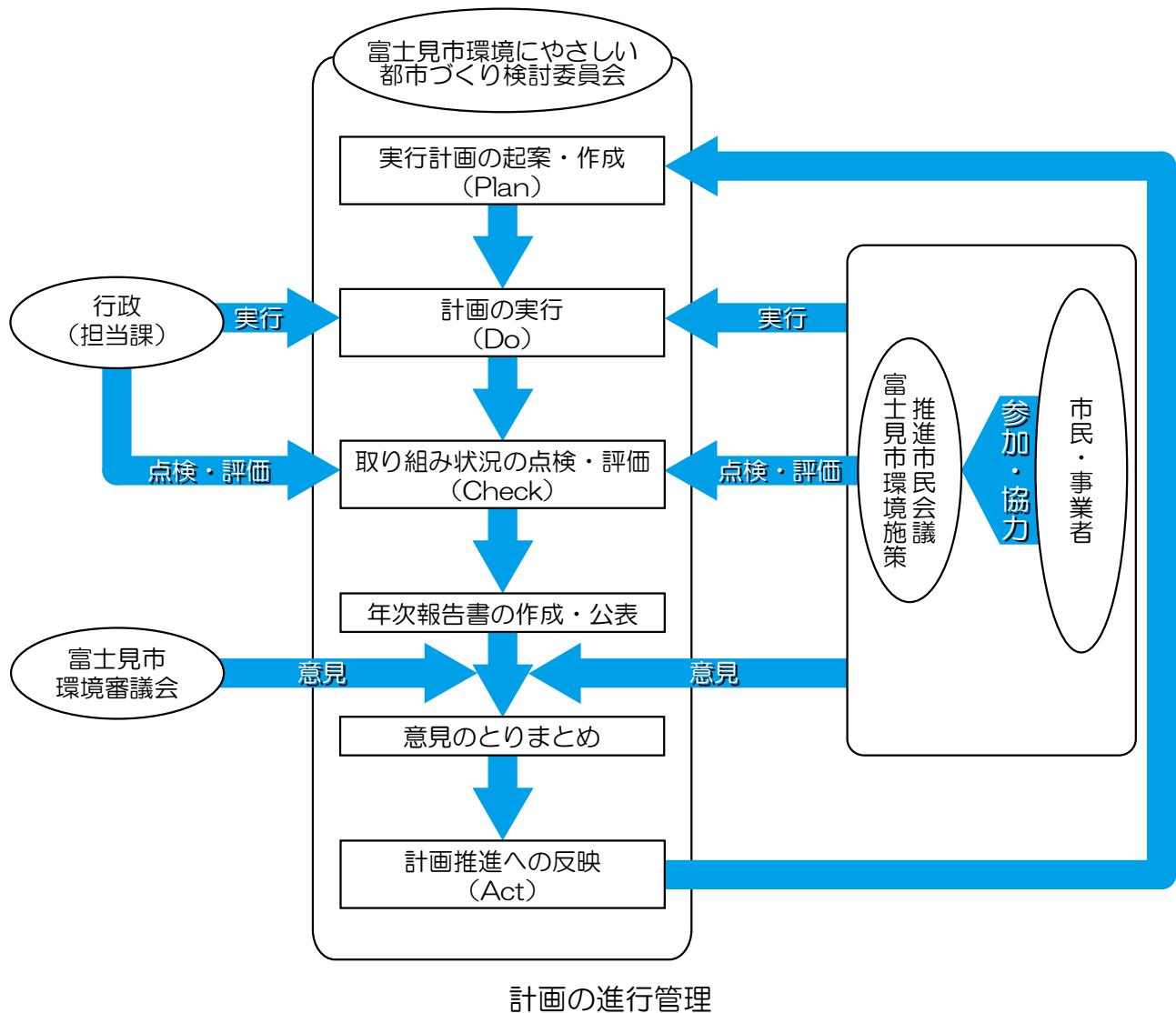
- ❖ 市長からの諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項を審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。
- ❖ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

### (3) 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

- ❖ 庁内の総合的な調整を行う組織で、環境に関する施策について、検討・調整を行い、本計画の進行を管理します。
- ❖ 各担当手が実行した取り組み状況を点検・評価します。
- ❖ 年次報告書として「富士見市の環境」を作成し、報告します。
- ❖ 年次報告書に対して出された意見をとりまとめ、次年度以降の計画の推進に反映させます。

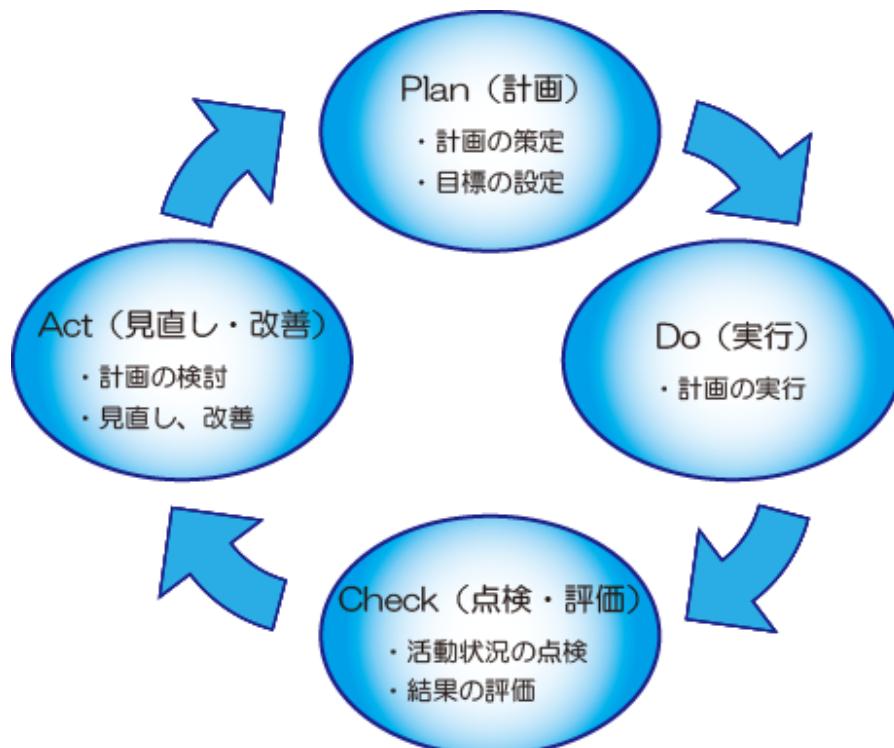
### (4) 行政（担当課）

- ❖ 実行計画を設定し、取り組み状況の検証・改善を行います。
- ❖ 国、県、近隣の地方自治体と連携し、情報交換を行います。



## 【PDCA サイクルの考え方】

PDCA サイクルとは、事業活動等において、生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるためのマネジメントシステムで、この考え方は、ISO9000 や ISO14000 シリーズ<sup>※47)</sup>にも採用されています。



<sup>※47)</sup> ISO9000、ISO14000 シリーズ：いずれも ISO（国際標準化機構）が定めた規格で、ISO9000 シリーズは、品質を継続的に保証するシステムを確立し、国際的な認証を受ける制度です。ISO14000 シリーズは、事業活動の中で環境負荷の低減といった環境配慮の取り組みを継続的に実施するシステムを確立し、国際的な認証を受ける制度です。